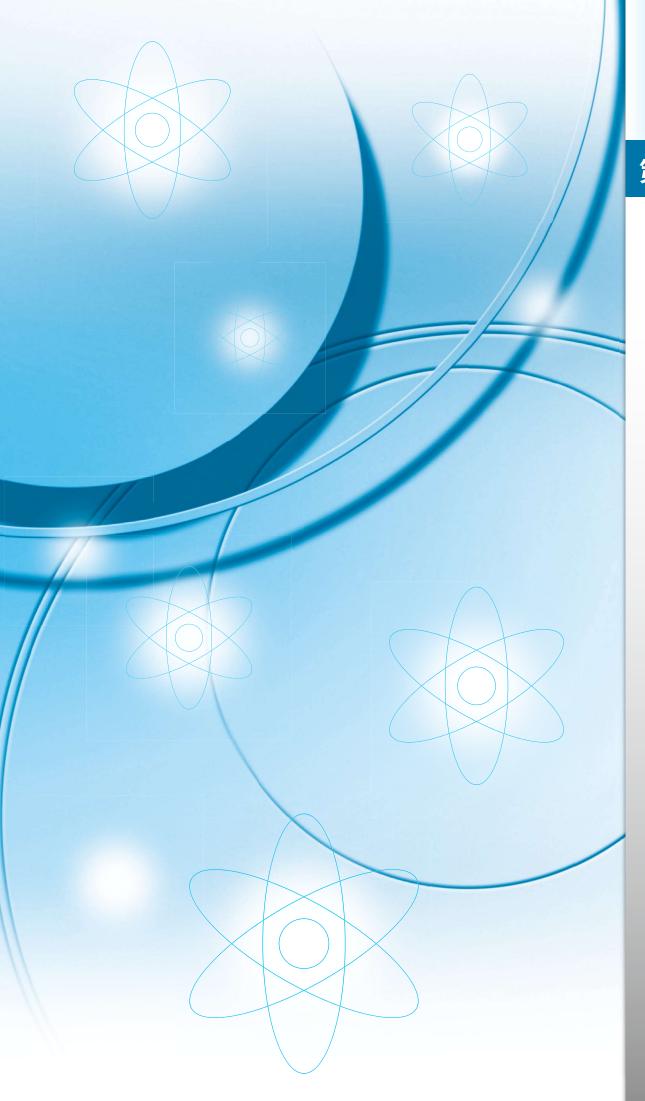
# 県内原子力発電所の課題





# 1. プルサーマル計画

# (1)概要

使用済燃料から取り出したプルトニウムとウ ランを混合した燃料(MOX燃料: Mixed Oxide Fuel)を軽水炉で利用することをプルサーマルと

プルサーマルについて、国は、平成17年10月 に閣議決定された原子力政策大綱で、再処理に より「回収されるプルトニウム、ウラン等を有 効利用する」という観点から当面着実に推進す るとしている。また、平成19年3月に閣議決定 されたエネルギー基本計画でも、「プルサーマル を含む核燃料サイクルの確立に向けて政府一体 となって取り組む」こととしている。

事業者は、平成22年までにプルサーマルを実 施することを目指しており、九州電力㈱、四国 電力㈱、中部電力㈱、関西電力㈱などにおいて、 進展を見せている。

プルサーマルは、海外では既に相当数の実績 があり、ドイツ・フランス・アメリカ・スイス 等の9カ国において、平成19年12月末現在、 57基の発電所でMOX燃料6,018体が使用され ている。

わが国でも軽水炉では、少数体実証計画とし て、日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機(2体、 3サイクル:昭和61~平成2年)と関西電力㈱美 浜発電所1号機(4体、3サイクル:昭和63~平 成3年)において使用実績があり、いずれも良好 な結果が得られている。また、「ふげん」で、 772体の使用実績があり、1原子炉あたりでは 世界一の実績を持っている。

# (2) 高浜発電所 3 · 4 号機の プルサーマル計画

# ①事前了解

関西電力㈱は平成10年2月23日、安全協定に 基づき「高浜発電所3号機および4号機のウラ ン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷計画(プル サーマル計画)」に対する事前了解願いを県と高 浜町に提出した。

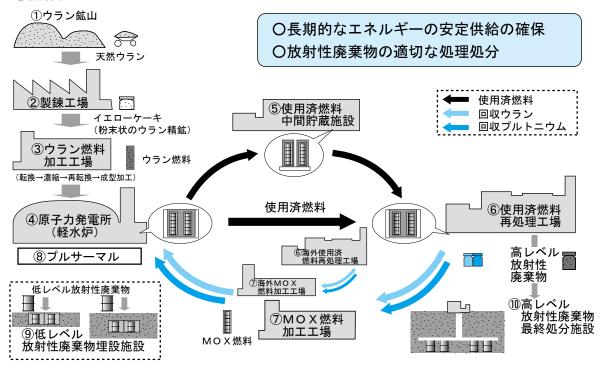
県および高浜町は、関西電力㈱が国に対し原 子炉設置変更許可申請を行うことを5月8日に 了承。関西電力㈱は5月11日、国に対して原子 炉設置変更許可申請を行い、12月16日に国の許 可を受けた。

国は平成11年5月24日、前年4月16日に資 源エネルギー庁長官が県から要請を受けた国民 合意の形成や地域振興の充実等の6項目に係る 国の取り組み状況について県議会や高浜町に説 明を行った。高浜町長は5月26日、知事にプル サーマル計画への同意を伝えた。知事は、6月7 日に通商産業大臣(当時)と科学技術庁長官(当時) に会い、6項目の要請に安全性の確保と使用済 MOX燃料の処理の2項目を加えた8項目の要 請を行い、国の取り組みを確認し、6月14日、 県議会に対してこれまでの県の対応を報告した。 これらのことを総合的に判断し、6月17日、 高浜発電所3・4号機のプルサーマル計画につ いて、県と高浜町は事前了解した。

また、県は、8月27日に高浜町において、 「プルサーマル説明会」を開き、県からは事前了 解に至る経緯や判断、関西電力㈱からはMOX 燃料輸送計画について説明を行った。



# ■核燃料サイクルについて



- ①ウラン鉱山-天然ウランを採掘(オーストラリア、カザフスタン、カナダなどに存在)
- ②製錬工場-天然ウランから不純物を取り除きイエローケーキ(粉末状のウラン精鉱)に精製
  - ・海外天然ウラン購入先に委託
- ③ウラン燃料加工工場-イエローケーキに含まれる核分裂性のウランの割合を高め、ウラン燃料に加工(加工工程: 転換→濃縮→再転換→成型加工)
  - ・青森県六ヶ所村で日本原燃㈱がウラン濃縮工場を操業中(1,050トンSWU/年、最終規模1,500トンSWU/年)
- ④原子力発電所(軽水炉)-燃料に含まれる核分裂性のウラン、プルトニウムが核分裂する時に発生する熱エネルギーにより発電
  - ·全国で53基が稼働中(4,793.5万kW、総発電電力量の約1/3)
  - ・2 基(228.5万 kW)が建設中、11基(1,494.5万 kW)が着工準備中
  - ・毎年約900~1,000トン・ウランの使用済燃料が発生。平成20年9月末現在、12,320トン・ウランの使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵(管理容量:19,240トン・ウラン)
- ⑤使用済燃料中間貯蔵施設-使用済燃料が再処理されるまでの間、貯蔵
  - ・リサイクル燃料貯蔵㈱が建設準備中、平成22年までに操業開始予定
- ⑥使用済燃料再処理工場-使用済燃料から有用物質であるプルトニウム、ウランを分離・回収。残存した高レベル放射性廃棄物をガラス固化した後、貯蔵 (海外からの返還済ガラス固化体は1,310本(平成21年2月現在))
  - ・これまで、使用済燃料7,140トン(軽水炉からは5,600トン)を海外再処理委託。合計約30トンのプルトニウムがMOX燃料に加工後、返還予定
  - ・青森県六ヶ所村で日本原燃㈱が建設中(平成21年1月末現在の工事進捗率99%)、平成21年8月竣工予定(再処理能力:800トン・ウラン/年) 平成12年12月から使用済燃料の本格搬入開始(既受入量2,865トン(平成21年2月末現在))
- ⑦MOX燃料加工工場-回収されたプルトニウムとウランをMOX燃料に加工
  - ・平成24年竣工を目指し、日本原燃㈱が青森県六ヶ所村で準備を進めており(加工能力:約130トンーHM/年)、平成17年4月、国に対して加工事業許可を申請平成21年2月現在、原子力安全委員会による安全審査中
- ⑧プルサーマル-原子力発電所(軽水炉)でMOX燃料を利用
  - ・事業者は平成22年度までに16~18基で実施を計画
- ⑨低レベル放射性廃棄物埋設施設—各施設の運転および解体により発生する低レベル放射性廃棄物を埋設
  - ・青森県六ヶ所村で日本原燃㈱が操業中(最終規模:200リットルドラム缶300万本相当、既受入量:約21万本相当(平成21年2月末現在))
- ⑩高レベル放射性廃棄物最終処分施設ーガラス固化した高レベル放射性廃棄物を30~50年程度冷却のため貯蔵した後、地下300m以上の深さの地層に最終処分
  - ・平成12年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(最終処分法)が成立
  - ·平成12年10月、実施主体「原子力発電環境整備機構(NUMO)」が設立
  - ·平成14年12月、NUMOが文献調査地区の公募を開始
  - ・平成19年1月、高知県東洋町が文献調査に応募(同年4月、応募取り下げで調査中止)
  - ・平成19年6月、最終処分法が改正(特定放射性廃棄物に一部TRU廃棄物等が追加)



# ②MOX燃料製造時のデータ不正問題

県が事前了解を行った後、英国の原子燃料会 社(BNFL)で製造中の高浜発電所3号機用 MOX燃料の製造時データの一部に、架空の数 値が記録されているとの疑いのあることが判明 し、平成11年9月14日、その旨が公表された。

県は11月1日、関西電力㈱から発電所に搬入 されていた高浜4号機用MOX燃料はデータの 流用がないこと、不正流用が認められたものが 含まれる3号機用燃料を造り直すこと、さらに、 測定装置や記録システムの改善を図るなど、調 査結果および再発防止策について報告を受けた。

また、同日、通商産業省(現:経済産業省)お よび原子力安全委員会は、この調査結果は妥当 であるとした。

その後、通商産業省は、発電所に搬入された

4号機用の8体のMOX燃料について、12月2 日から輸入燃料体検査を行っていたが、今回の ペレットデータ疑義の問題に関する英国原子力 施設検査局(N I I)での調査で、4号機用燃料 についても統計的な疑義が指摘された。県とし ては、4号機用燃料の装荷については、英国で の調査と輸入燃料体検査の結果を踏まえた国の 最終判断や地元高浜町の意見を確認し、最終的 な判断を行うこととしていた。

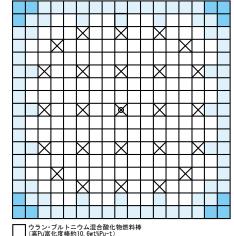
しかし、12月16日、関西電力㈱はBNFLか ら、「BNFLで調査中のところ、4号機用のペ レットで不正流用の疑いのある新たなロットが 見つかったため、4号機用8体のうち4体につ いては装荷しないように」との連絡を受け、その 内容を、通商産業省、県および高浜町に報告した。 このため、県としては、4号機用燃料につい

## 〈高浜発電所3・4号機の燃料集合体の設計〉

項 目		ウラン燃料	MOX燃料	
1. 燃料材 ペレット ー ウラン235濃度 wt% プルトニウム富 化度集合体平均 ペレット最大 ブルトニウム組成比 wt%		二酸化ウラン焼結ペレット (一部カドリニアを含む)	ウラン・プルトニウム混 合酸化物焼結ペレット	
		約4.1以下 (カドリニア入り燃料は約2.6以下)	約0.2~0.4	
		<del></del>	約4. 1wt%濃縮ウラン相当 以下 (*)	
		_ _	13以下 原子炉級	
ペレット初期密度	%	理論密度の約95	理論密度の約95	
2. 燃料棒				
被覆材	<b>—</b>	ジルカロイー 4	ジルカロイー4	
燃料棒外径	mm	約9.5	約9.5	
被 覆 管 厚 さ	mm	約0.6	約0.6	
燃料棒有効長さ	m	約3.7	約3.7	
3. 燃料集合体				
配列	_	17 × 17	17 × 17	
燃料棒ピッチ	mm	約13	約13	
燃料棒本数本		264	264	
制御棒案内シンブル本数本		24	24	
炉内計装案内シンブル本数	本	1	1	
集合体最高燃焼度	MWd/t	48, 000	45, 000	

(\*) プルトニウムと混合するウランの反応度寄与も含む。原料のプルトニウムの核分裂性プルトニウム同位体割 合が約68wt%、プルトニウムと混合するウラン母材ウラン235濃度が約0.2wt%の場合には、燃料集合体平均プル トニウム富化度は約9wt%となる。

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 集合体のプルトニウム富化度分布 (核分裂性プルトニウム割合約68wt%、 母材用ウラン235濃度0.2wt%の場合)



- ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料棒 (中Pu富化度棒約6.2wt%Pu-t)
- ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料棒 (低Pu富化度棒約4.5wt%Pu-t)
- 制御棒案内シンブル
- 炉内計装用案内シンブル



ても不正の疑いが明らかになったことは、原子力の安全を確保するための前提となる品質管理・保証に係る重大な問題であることから、関西電力㈱に対し「8体全てを使用しないよう」強く申し入れ、関西電力㈱は、4号機用に搬入した8体の輸入燃料体検査申請を取り下げた。

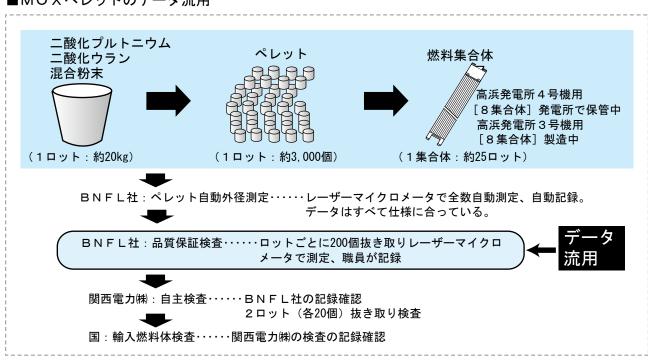
# ③再発防止対策の検討

この問題について、知事は平成11年12月17日、通商産業省(現:経済産業省)資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に対し、「4号機用燃料8体すべてを使用しないこと」、「事実経過を明確にし徹底した改善策を示すこと」、「輸入燃料体に対する国の安全規制を強化すること」などを強く申し入れるとともに、関西電力㈱に対して、徹底した品質管理体制の構築や県民の信頼回復に取り組むよう申し入れた。

関西電力㈱は平成12年1月11日、本件の原因 究明および再発防止対策等について検討するため、「BNFL製MOX燃料問題調査検討委員会」 を設置し、6月14日、最終報告を通商産業省と 県、高浜町に提出した。

国は3月21日、データ不正問題の反省を踏まえ、電気事業審議会基本政策部会に「BNFL社製MOX燃料データ問題委員会」を設置し、データ不正問題に係る通商産業省の問題点の整理や輸入MOX燃料の品質保証体制に関する規制のあり方などを検討し、6月22日、検討結果を原子力安全委員会に報告した。これを受け、通商産業省は7月14日、電気事業法施行規則の一部改正を行い、品質保証計画の事前審査などのMOX燃料に関する「輸入燃料体検査」制度を改善した。

# ■MOXペレットのデータ流用





# ④MOX燃料の返還

高浜発電所に搬入されたBNFL社製MOX 燃料8体について、日英両国政府は平成12年7 月11日、BNFL社の責任において、英国に返 還することに合意した。高浜発電所のMOX燃 料は、米国から移転されたウランを含む使用済 燃料から回収されたプルトニウムを含んでおり、 日米原子力協定の対象物質となるため、日本政 府は平成13年8月9日、米国エネルギー省に対 し、英国への「核物質移転申請」を提出、平成14 年3月4日に米国の同意を得た。

その後、MOX燃料8体を積んだ輸送船が7 月4日、高浜発電所から英国に向け出港、9月 17日(現地時間)に英国バロー港に到着、同日中 に英国BNFLセラフィールド施設に陸上輸送 された。

# ⑤海外MOX燃料調達に関する品質保証活 動の改善状況

この問題について、関西電力㈱は平成15年10 月23日、再発防止の取り組み状況をまとめた報 告書「海外MOX燃料調達に関する品質保証活動 の改善状況について」を国と県、高浜町に提出し た。原子力安全・保安院は、書類審査や立入検 査などを行い、平成16年2月5日、関西電力㈱ の品質保証活動について、「海外MOX燃料の調 達業務を適切に行うために必要な品質保証体制 を構築していると認められる」とする評価結果 を取りまとめ、原子力安全委員会に報告。同委 員会は3月11日、この報告を妥当とした。また、 3月12日までに実施した県独自の調査において も、関西電力㈱の改善活動は適切に進められて いること等を確認した。

以上を踏まえ、県は3月16日、高浜町長と会 談し、高浜発電所3・4号機のM〇X燃料加工 契約の手続きに入ることを了承する条件が整っ ていることを確認。県と高浜町は3月20日、関 西電力㈱に対し、同手続きの開始を了承し、改 善された国の輸入燃料体検査制度や新しい安全 規制制度にのっとり、品質保証体制の継続的な 改善に努めることを要請した。また、県として も、節目となる各段階で報告を求め、その内容 を厳正に確認するので十分な対応を行うこと、 問題が発生した場合には、速やかに報告するこ となどを要請した。

関西電力㈱は3月31日、原子燃料工業㈱とコ モックス社の三社間でMOX燃料調達に関する 基本契約を締結。関西電力㈱は同契約に基づき、 原子燃料工業㈱とコジェマ社メロックス工場\*\*1 に対する品質保証システム監査を行い、両事業 所のMOX燃料加工に関する品質保証システム が適切であることを確認し7月12日、その結果 を取りまとめた報告書を国と県、高浜町等に提 出した。

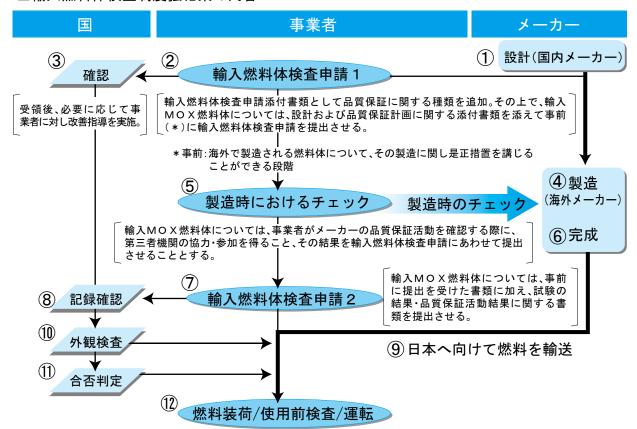
しかし、8月9日に美浜発電所3号機2次系 配管破損事故が発生し、同社自らの判断で海外 MOX燃料調達に係る手続きを中断した。

## ⑥プルサーマル計画の再開

関西電力㈱は平成20年1月30日、県に対し、 中断していた高浜発電所3・4号機プルサーマ ル計画の準備作業の再開について報告を行なっ た。これに対し、県は、国の方針や取り組み状 況、県議会における議論および地元高浜町の意 向等を総合的に判断し、関西電力㈱が自らの判 断で中断していたプルサーマル計画について、



## ■輸入燃料体検査制度強化策の内容



自らの判断で手続きを進めることに理解を示す とともに、プルサーマル計画の進捗状況を適宜 公表して県民の理解を得るよう、関西電力㈱に 強く要請した。

関西電力㈱は、原子燃料工業㈱と海外MOX燃料加工メーカーメロックス社メロックス工場※1に対し、品質保証システム監査を実施した。その結果、両社の品質保証システムが、関西電力㈱の品質保証に関する要求事項を満足し、MOX燃料調達を進めるにあたり適切であることを確認し、平成20年3月17日に結果を取りまとめた報告書を県および高浜町に提出した。

県は、品質保証システム監査が適切に行われ ているかどうかを確認するため、高浜町ととも に関西電力㈱の原子力事業本部で、関係書類の確認やチームリーダー等へのヒアリング、監査に立ち会った第三者機関の審査員へのインタビューを実施した。また、他の事業者向けのMOX燃料製造時に、製造管理用部品が製品に使用される事象が発生したことに対して、原子燃料工業㈱で製造時における製造部品の管理方法について説明を受け、現場確認を行った。その後、これらの確認結果を取りまとめ、県原子力安全専門委員会に報告し、関西電力㈱のシステム監査は全体として妥当との評価を受けた。

県は平成20年3月31日、この結果を関西電力㈱に伝えた上で、今後の厳正な品質保証活動、原子力発電所における安全管理の徹底、県民への

丁寧な説明を改めて要請した。これを受け、関 西電力㈱は同日、高浜発電所3・4号機用の MOX燃料16体について、原子燃料工業㈱と加 工契約を締結した。

関西電力㈱は平成20年10月16日、原子燃料 工業㈱に対し、同月20日から23日にメロックス 社メロックス工場に対し、定期監査を実施し、 システム監査で確認された品質保証のしくみに 基づきMOX燃料製造手順などが整備され、品 質保証活動が実施されているかを確認した。こ の結果を踏まえ、関西電力㈱は11月10日、国に 対し、輸入燃料体検査申請を行うとともに、県 および高浜町に対し、輸入燃料体検査申請と定 期監査結果について報告を行った。報告を受け た県と高浜町は、輸入燃料体検査申請事項であ る燃料設計および品質保証計画を確認するため、 関西電力㈱の原子力事業本部および原子燃料工 業㈱において、関係書類の確認や関係者からの

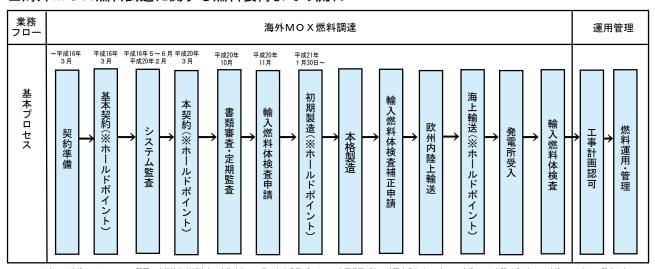
ヒアリング等を実施。平成21年1月15日に開か れた県原子力安全専門委員会で、県の確認結果 を報告するとともに、原子力安全・保安院から 審査結果について説明を受け、委員会では輸入 燃料体検査申請の内容は妥当と判断された。

県は1月16日、この結果を関西電力㈱に伝え、 関西電力㈱は1月30日、メロックス工場で高浜 発電所3・4号機用MOX燃料の製造を開始し た。

#### **※** 1

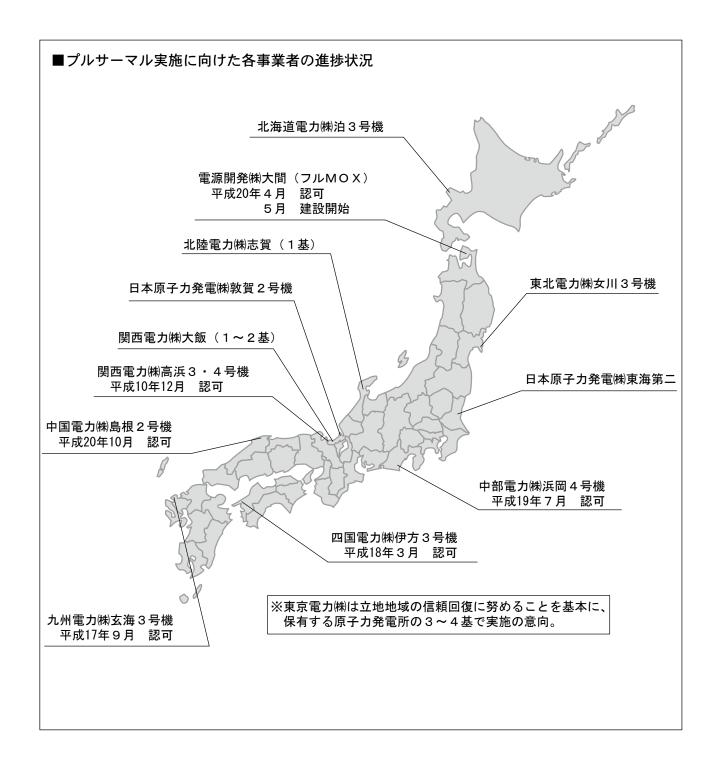
平成16年時点ではアレバグループ内のメロックス工場をコジェ マ社が所有し、子会社であるメロックス社が運営をしていた。 その後、グループ内での業務内容の見直し等により、平成20年 の契約時には、メロックス社がメロックス工場を所有・運営する とともに、同工場で行う燃料加工関連の契約も同社が行っている。

## ■海外MOX燃料調達に関する燃料装荷までの流れ



※ホールドポイント…BNFL問題の改善策などが確実に実施されていることを業務プロセスの主要段階ごとに確認するために、ホールドポイントを設ける。ホールドポイントとして設定した。 基本契約、本契約、初期製造、海上輸送の各段階では、それまでのプロセスの品質保証活動を確認し、次のプロセスに進む。







# 高浜発電所3・4号機プルサーマル計画に関する経緯

		- :	
平成8年		平成12年	
1月23日	3県知事提言。(福井・福島・新潟県の知事が原子力政策に国民の合意		関西電力(株)、「BNFL製MOX燃料問題調査検討委員会」設置
_ p	形成を図ることなどを首相に提言)	3月 1日	関西電力(株)、中間報告をまとめ国、県および高浜町に報告
平成9年		3月 2日	
	「当面の核燃料サイクルの推進について」閣議了解	3月21日	国、电风争来奋磁云奉本以來命云に「BNFL社製MOX燃料ナーダ向翅安 員会」を設置
	電気事業連合会、電力各社のプルサーマル導入計画を公表 橋本首相(当時)、3県知事に協力要請	6814日	貝云」で改旦 関西電力(株)、最終報告をまとめ通商産業省、県および高浜町に報告
	橋本自相(自時)、3県知事に協力要請 関西電力(株)と日本原子力発電(株)、県などにプルサーマル計画を説明		「BNFL社製MOX燃料データ問題委員会」は、検討結果を取りまとめ原
	国、核燃料サイクルの推進について県議会で説明	07221	子力安全委員会に報告
	福井県議会、欧州原子力発電所等を特別視察	7月11日	日英政府間でBNFLの責任でMOX燃料を返還することについて合意
~22日	個月 小成立(政川が1 月) 地名 一日	7月14日	
	国、「プルサーマル公開討論会」を福井市で開催	平成13年	
平成10年		8月 9日	国は、日米原子力協定に基づき、米国政府に対しMOX燃料の英国への返還
2月10日	国、「プルサーマルを考える」フォーラムを高浜町で開催		に係る核物質移転申請書を提出
2月17日	県、「プルサーマルを考える」シンポジウムを小浜市で開催	平成14年	
2月23日	関西電力(株)、県と高浜町に「事前了解願い」を提出	3月 4日	米国政府、MOX燃料の英国への返還に係る核物質移転申請について承認
3月24日	関西電力㈱、県原子力環境安全管理協議会で計画を説明		返還のための輸送容器が高浜発電所に到着
	県、来県の資源エネルギー庁長官に「6項目」を要請		MOX燃料を積んだ輸送船が英国に向け高浜発電所を出港
	県と高浜町、国への「原子炉設置変更許可申請」を了承	9月17日	輸送船が英国バロ一港に到着(現地時間)
	関西電力(株)、高浜発電所の原子炉設置変更許可を申請	T-15-15-15-15	MOX燃料8体、BNFLセラフィールド施設に到着
	通商産業省、原子力委員会と原子力安全委員会に諮問	平成15年	明王爾大併(「佐はいの又姓刺郭寺に明十7日所仰記江季の水羊地ににの)
	国、高浜発電所の原子炉設置変更を許可	10月23日	関西電力㈱、「海外MOX燃料調達に関する品質保証活動の改善状況について」の報告書を国、県、高浜町に報告
平成11年	国、安全審査結果を県議会で説明	平成16年	( ]の報告者を国、県、高洪町に報告
	国、安主審査結果を県職会で説明 国、安全審査結果を県原子力環境安全管理協議会で説明		原子力安全・保安院、関西電力㈱が出した「海外MOX燃料調達に関する品
	国、東が要請した6項目について県議会で説明	27 00	質保証活動の改善状況について」の評価結果の取りまとめ
	知事、通商産業大臣と科学技術庁長官に8項目を要請し国の取り組	3月20日	県と高浜町、高浜発電所3・4号機プルサーマル計画について、MOX燃料
071 71	みを確認		加工契約の手続きに入ることを了承
6月14日	県、プルサーマル計画に対する対応を県議会で説明	3月31日	関西電力(株)、原子燃料工業(株)およびコモックス社の三社間でMOX燃料調
	県と高浜町、プルサーマル計画の事前了解を関西電力㈱に伝達		達に関する基本契約締結
7月19日	高浜発電所 4 号機用のMOX燃料を積載した輸送船が英国を出発	7月12日	関西電力株)、海外MOX燃料調達に関する品質保証システム監査結果を国、
8月27日	県、「プルサーマル説明会」を高浜町で開催		県、高浜町に報告
9月14日	英国核燃料会社(BNFL)、製造中の高浜発電所3号機用MOX燃	8月 9日	美浜発電所3号機2次系配管破損事故発生
	料の品質管理データに不正が認められたことを発表	平成19年	
	関西電力(株)、英国に調査団派遣		美浜発電所3号機本格運転再開
	県と高浜町、国と関西電力㈱に徹底調査等を要請	11月26日	関西電力(株)、定例会見で高浜発電所3・4号機プルサーマル計画の準備作業
	通商産業省、調査員を英国に派遣	平成20年	再開を検討することを表明
	関西電力(株)、中間報告をまとめ、国および県と高浜町に報告	1月15日	関西電力㈱、トラブル低減に向けた取り組み計画を、県と高浜町等に報告
	通商産業省と関西電力㈱、県議会に説明 高浜発電所 4 号機用のMO X 燃料が高浜発電所に到着	1月28日	
	関西電力(株)、「3号機用燃料に不正があったが、4号機用燃料には不正	1月29日	資源エネルギー庁、県に核燃料サイクルについて説明
1177 11	はなかった」とする最終報告(調査結果と再発防止対策)をまとめ、通	1月30日	関西電力(株)、原子力発電所の安全確保対策の強化および地域共生活動につ
	商産業省および県と高浜町に報告		いて、県と高浜町等に報告するとともに、高浜発電所3・4号機プルサーマル
11月 2日	原子力安全委員会、通商産業省と関西電力機が県議会に説明		計画の準備作業再開を表明
11月 4日	通商産業省と関西電力㈱、県原子力環境安全管理協議会で説明		県、高浜発電所3・4号機プルサーマル計画の準備作業再開について理解
11月19日	通商産業省と関西電力(株)、高浜町議会に説明	2月12日	関西電力(株)、原子燃料工業(株)熊取事業所の品質保証システム監査を実施
12月2日~8日	通商産業省が輸入燃料体の現地検査を実施し、県と高浜町も検査に	2月18日	関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の品質保証システム監査を実施
	立ち会う	~21日	
12月 9日	英国ガーディアン紙が、高浜発電所4号機用のMOX燃料にも不	3月17日	関西電力(株)、海外MOX燃料調達に関する品質保証システム監査結果を県、
	正データの疑いがあると報道		高浜町等に報告
	通商産業省がNIIから直接事情を聴取するため英国に職員を派遣		県と高浜町、品質保証システム監査等について確認調査を実施
12月16日		3月29日	福井県原子力安全専門委員会で、品質保証システム監査結果等について審議
	関西電力(株)、「4号機用燃料の不正」の連絡がBNFLからあったと	2 - 21 -	用 をMMAA V 機料調味に明まり口所提供とって1 監本は用の体調は用に
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃	3月31日	県、海外MOX燃料調達に関する品質保証システム監査結果の確認結果に ついて関西電力(株)に伝達
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を	3月31日	ついて関西電力(株)に伝達
19日17日	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を 決定		ついて関西電力㈱に伝達 関西電力㈱MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業㈱と締結
12月17日	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など	10月16日	ついて関西電力(株)に伝達 関西電力(株)MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(株)熊取事業所の定期監査を実施
12月17日	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を 決定		ついて関西電力㈱に伝達 関西電力㈱MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業㈱と締結
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る	10月16日 10月20日	ついて関西電力(株)に伝達 関西電力(株)MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(株)熊取事業所の定期監査を実施
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日	ついて関西電力(株)に伝達 関西電力(株)MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(株)熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日	ついて関西電力(株)に伝達 関西電力(株) MOX燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(株)、熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施 関西電力(株)、国へ輸入燃料体検査申請を行うとともに、県、高浜町等に報告
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日 11月10日 11月18日,26日 平成21年	ついて関西電力(林)に伝達 関西電力(株) MO X 燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(棋)熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施 関西電力(株)、国へ輸入燃料体検査申請を行うとともに、県、高浜町等に報告 関西電力(株)、定期監査結果を県、高浜町等に報告 県と高浜町、輸入燃料体検査申請について確認調査を実施
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日 11月10日 11月18日,26日 平成21年	ついて関西電力(株)に伝達 関西電力(株) MOX 燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(株)、熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施 関西電力(株)、国へ輸入燃料体検査申請を行うとともに、県、高浜町等に報告 関西電力(株)、定期監査結果を県、高浜町等に報告 県と高浜町、輸入燃料体検査申請について確認調査を実施 福井県原子力安全専門委員会で、定期監査結果、輸入燃料体検査申請等につ
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日 11月10日 11月18日,26日 平成21年 1月15日	ついて関西電力(林)に伝達 関西電力(株) MO X 燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(制熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施 関西電力(株)、国へ輸入燃料体検査申請を行うとともに、県、高浜町等に報告 関西電力(株)、定期監査結果を県、高浜町等に報告 県と高浜町、輸入燃料体検査申請について確認調査を実施 福井県原子力安全専門委員会で、定期監査結果、輸入燃料体検査申請等について審議
	通商産業省、県および高浜町に報告。県が関西電力㈱に「4号機用燃料すべての使用中止」を申し入れ、関西電力㈱が全数の使用中止を決定 知事、資源エネルギー庁長官と原子力安全委員長に安全規制強化など申し入れ。また、関西電力㈱社長を呼びMOX燃料の品質管理に係る再徹底などについて申し入れ。高浜町も国と関西電力㈱に申し入れ	10月16日 10月20日 ~23日 11月10日 11月18日,26日 平成21年 1月15日	ついて関西電力(林)に伝達 関西電力(株) MO X 燃料16体の加工契約を原子燃料工業(株)と締結 関西電力(株)、原子燃料工業(制熊取事業所の定期監査を実施 関西電力(株)、メロックス社メロックス工場の定期監査を実施 関西電力(株)、国へ輸入燃料体検査申請を行うとともに、県、高浜町等に報告 関西電力(株)、定期監査結果を県、高浜町等に報告 県と高浜町、輸入燃料体検査申請について確認調査を実施 福井県原子力安全専門委員会で、定期監査結果、輸入燃料体検査申請等につ



# 2. 高速増殖原型炉もんじゅ

# (1)建設工事の状況

高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」と いう)は、平成3年5月に主要機器の据え付けを 完了し、総合機能試験を行った後、平成5年10 月から炉心燃料集合体を原子炉に装荷した。平 成6年4月5日には初臨界を達成し、平成7年 8月29日、初送電を行った。

# (2)事故の概要

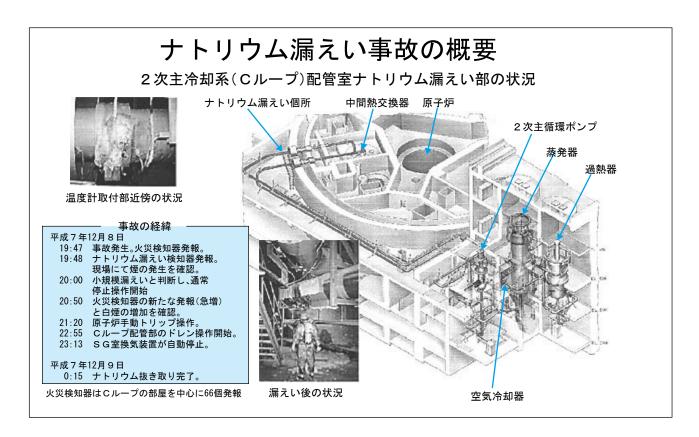
電気出力約40%で試運転中の平成7年12月8 日19時47分、2次主冷却系ナトリウム(Cルー プ)の温度計さや部が疲労破損し、ナトリウムが 原子炉補助建屋の配管室内に漏えいしたため、 原子炉を停止した。

漏えいしたのは、2次ナトリウム約640kgで、

室内の空気により燃焼し漏えい部直下にあった 足場材や排気ダクトに穴が開き、白煙が建屋内 に広く拡散したが、原子炉の安全性や周辺環境 への放射能の影響はなかった。

事故の原因調査は、事業者である動力炉・核 燃料開発事業団(現:(独)日本原子力研究開発機 構)(以下「事業団」という)はもとより、科学技術 庁(現:文部科学省)の「もんじゅナトリウム漏え い事故調査・検討タスクフォース」や、原子力 安全委員会の「高速増殖原型炉もんじゅナトリ ウム漏えいワーキンググループ」が行った。

この事故の技術的な問題は、冷却材のナトリ ウムが漏れたこと、またナトリウム漏えい燃焼 実験で床鉄板(ライナ)に孔が生じ、ナトリウム の高温腐食反応が新たな知見とされたこと、温 度計の設計・製作管理に問題があったこと、事故 時の運転対応や通報連絡が不適切であったこと



などがある。

また、社会的な問題としては、事故後の現場 立入調査時刻の虚偽報告や撮影したビデオの編 集公開、存在の隠ぺい等の問題があり、事業団 職員が原子炉等規制法違反で略式起訴されると ともに、科学技術庁は同法に基づき、平成9年 9月11日から1年間「もんじゅ」の運転停止を 命じた。

事故の調査について、科学技術庁は平成9年 2月20日に、原子力安全委員会は平成10年4月 20日に調査結果を取りまとめた。

また、事故原因調査で明らかとなった問題点 等を踏まえ、「もんじゅ」全体の安全性を再確認 するため、平成8年12月18日からもんじゅ安全 性総点検を実施し、科学技術庁は平成10年3月 30日に総点検結果を取りまとめた。

# (3)県の対応

平成7年12月8日20時40分、事故発生の連 絡を受けた県は、直ちに職員を現地に派遣する とともに、周辺環境への放射能による影響がな いことを確認し記者発表を行った。また、事故 後の状況についても、随時立入調査して確認を 行った。12月11日にはナトリウムが漏えいした 配管室内に入り、現場のビデオ映像を公開した。 なお、県は12月9日、事業団に対し、

- ①ナトリウム漏えいの重大性を認識し、徹底的な 原因究明を行うこと。
- ②試験工程の全面的な見直しを行うこと。
- ③異常発生時の適切な通報連絡に対する事業団 全体の意識改革を行うこと。
- との要請を行った。

この事故に対する県の基本認識は、

- ・高速増殖炉の大きな技術的課題であるナト リウムの取り扱いに関するもので、安全確 保の根幹に関わる重大な事故である。
- 安全協定の遵守や通報連絡、情報公開意識 や体制に大きな問題があった。
- ・平成3年2月の美浜発電所2号機蒸気発生器 伝熱管破断事故の教訓が生かされていない。 などとして、事業団および国に改善を強く求めた。

# (4)新法人の設立

平成9年3月に、事業団の東海再処理施設ア スファルト固化処理施設で火災爆発事故が発生 し、その際にも国への虚偽報告等が明らかとな ったことから、事業団の体質および組織・体制 について、抜本的な改革を図る必要があるとし て、国は「動燃改革検討委員会」を設置した。

検討会は、8月に「動燃改革の基本的考え方」 を取りまとめ、これを踏まえた法改正により、 平成10年10月には事業団に代わり、核燃料サイ クル開発機構(以下「サイクル機構」という)が発 足した。

なお、サイクル機構は平成17年10月1日、国 の行政構造改革の一環として、日本原子力研究 所と統合され、独立行政法人日本原子力研究開 発機構(以下「原子力機構」という)が発足した。

# (5) 高速増殖炉の位置付け

「もんじゅ」事故を踏まえ、平成8年1月23日、 福井県、福島県、新潟県の3県知事が、今後の 原子力政策の進め方について、内閣総理大臣、 通商産業大臣(当時)、科学技術庁長官(当時)に提 言を行った。

この提言を受けて、原子力委員会は同年4月



から原子力政策円卓会議を開催し、平成9年1 月、円卓会議モデレーターからの提言を受け、 原子力委員会は、「もんじゅ」を含めた高速増殖 炉の在り方について議論するための「高速増殖炉 懇談会」を設置した。懇談会では原子力の専門家 以外の有識者も委員となり、11月に「高速増殖 炉研究開発のあり方」を取りまとめた。

その後、原子力委員会は平成12年11月、原子 力の研究・開発及び利用に関する長期計画(以下 「原子力長期計画」という)を改定、この原子力長 期計画では、高速増殖炉サイクル技術について、 「我が国は、将来のエネルギー問題の解決を目指 し、その技術的選択肢の確保に取り組む」中で 「潜在的可能性が最も大きいものの一つとして位 置付けられる」とした。さらに「もんじゅ」につ いては、「我が国における高速増殖炉サイクル技 術の研究開発の場の中核として位置付け」、「発 電プラントとしての信頼性の実証とその運転経 験を通したナトリウム取扱技術の確立という所 期の目的を達成する」とした。

なお、新たな原子力長期計画として、平成17 年10月に原子力委員会で決定された原子力政策 大綱では、高速増殖炉について、基本的に平成 12年の原子力長期計画の内容が再確認されると ともに、「『もんじゅ』等の成果に基づいた実用 化への取組を踏まえつつ、ウラン需給の動向等 を勘案し、経済性等の諸条件が整うことを前提 に、2050年頃から商業ベースでの導入を目指す」 こととしている。

# (6) 改造工事計画の事前了解願い

事故後の原因調査や安全性総点検の結果、さ らには原子力長期計画の内容を踏まえ、平成12 年11月、科学技術庁長官(当時)が来県し、「今後 の『もんじゅ』の進め方としては、国による厳格 な審査を経て、その安全性について地元の理解 を得た上で、サイクル機構に改造工事を開始さ せたい」との国の方針を示し、強い協力要請が なされた。

県は、県議会や敦賀市の意見などを踏まえ、 改造工事の着手や運転再開の判断とは明確に切 り離し、まず、「もんじゅ」の安全性を議論する ため、平成12年12月8日、安全協定に基づきサ イクル機構から「ナトリウム漏えい対策等にかか る改造工事計画」の事前了解願いを受けた。

県は平成13年6月5日、サイクル機構が国に 同計画の原子炉設置変更許可申請を行うことに ついて了承し、サイクル機構は6月6日、経済 産業省に原子炉設置変更許可申請を行うととも に、2次冷却系温度計の改造について、「設計及 び工事の方法の変更に係る認可申請」を行った。

# (7)改造工事計画に係る国の審査

この改造工事計画では、ナトリウム漏えい対 策について、原子炉設置変更許可申請を行った が、経済産業省原子力安全・保安院は、蒸気発 生器伝熱管における高温ラプチャ発生防止に関 連して、蒸気発生器計装等の記載を一層明確化 するようサイクル機構に指導を行った。

これを受け、サイクル機構は平成13年12月 13日、蒸気発生器からの水漏えいを検出するカ バーガス圧力計を明確化するなど、設置変更許 可申請書の一部補正申請を原子力安全・保安院 に行った。

経済産業省および原子力安全委員会による安 全審査の結果、サイクル機構から申請された内

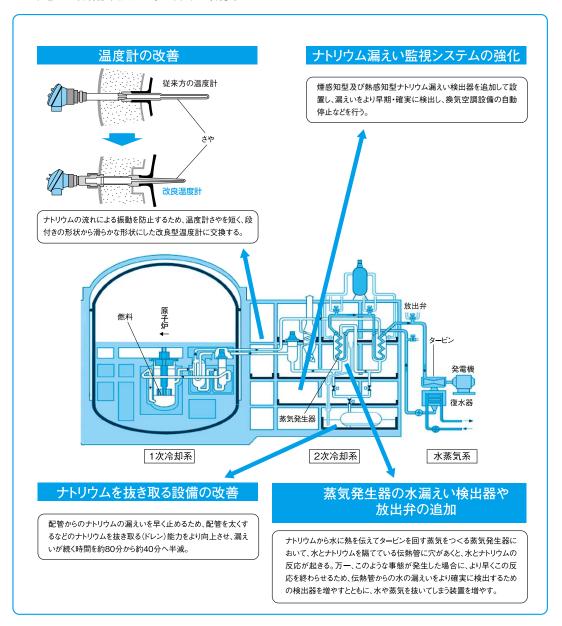


容は、原子炉等規制法に定める許可の基準に適 合していると判断され、平成14年12月26日、 経済産業省はサイクル機構に対し、原子炉設置 変更を許可した。

サイクル機構は12月27日、経済産業省に対し、 ナトリウム漏えい対策工事等にかかる「設計及 び工事の方法の変更に係る認可申請」を行い、経 済産業省は平成16年1月30日、これを認可した。

また、2次冷却系温度計の改造について、経 済産業省は平成14年6月28日、「設計及び工事の 方法の変更に係る認可」を行っている。

# ■「もんじゅ」の設備改造工事計画の概要





# (8) もんじゅ安全性調査検討専門委員会

県では、「もんじゅ」の安全性について独自に調 査検討するため、平成13年7月19日、6名の委 員で構成する「もんじゅ安全性調査検討専門委員 会」を設置した。

委員会では、県民の幅広い意見を審議に反映 させるため、県民意見を募集し、9月22日に 「県民の意見を聴く会」を開催した。

その後、これら県民意見を踏まえ、平成14年 4月16日、「中間取りまとめ」を行った。これを 受け、県は同月26日、国やサイクル機構に対し、 委員会の意見を十分参酌し、「もんじゅ」全体の安 全性の確認に万全を期すよう要請した。委員会 は、平成15年1月までに、この要請に対する回 答や安全審査の結果等について説明を受け、そ れらの内容は妥当であると判断した。

また、平成15年1月に出された「もんじゅ」 の行政訴訟の高裁判決を受け、委員会では、判 決で指摘された3点の技術的な問題点について、 再度審議を行った。

委員会では、平成15年9月に取りまとめた報 告書案について、「県民意見の公募」を実施し、寄 せられた県民意見を踏まえたうえで、「もんじゅ」 の安全性調査検討報告書を取りまとめ、11月14 日、「改造工事によって『もんじゅ』の安全性は一 段と向上する」とした報告書を知事に提出した。

また県は12月13日、報告書の内容について県 民の理解を深めるため、福井市と敦賀市で県民 説明会を開催した。

#### ■「もんじゅ」訴訟

昭和58年5月の原子炉等規制法に基づく「もん じゅ」の原子炉設置許可について、県内外の住民 が昭和60年9月、国を被告とする行政訴訟(設置 許可無効確認訴訟)と、事業団を被告とする民事 訴訟(運転・建設差し止め訴訟)を福井地裁に提 訴した。

行政訴訟では、原告適格がまず争点となり、平 成4年9月、最高裁は原告全員の適格を認め、そ れ以降、福井地裁で実体審理が行われた。

福井地裁は平成12年3月、行政訴訟・民事訴訟 とも原告敗訴の判決を下した。

原告はこれを不服として、同月、名古屋高裁金 沢支部に控訴した。平成15年1月27日、「もんじ ゆ」行政訴訟について名古屋高裁金沢支部は、 「もんじゅ」の原子炉設置許可処分を無効とする 原告勝訴の判決を下した。また、民事訴訟につい ては、同年3月に原告が訴えを取り下げた。

名古屋高裁金沢支部の判決を受け、国側は平成 16年1月31日、判決を不服として最高裁へ上告受 理申し立てを行い、同年3月27日には、「上告受 理申し立て理由書」を最高裁に提出した。最高裁 は同年12月2日にこれを受理し、平成17年3月17 日に口頭弁論が行われた。最高裁は平成17年5月 30日、原子炉設置許可処分を無効とした名古屋高 裁金沢支部の原判決を破棄し、国側勝訴の判決を 下した。

# (9) 改造工事計画の事前了解の判断

もんじゅ安全性調査検討専門委員会の報告書 を踏まえて、県は平成15年11月21日、国やサ イクル機構に対して、「『もんじゅ』の安全確保対 策の強化」「原子力、エネルギーに関する研究開 発拠点化の推進」「地域振興の充実」 について要 請を行った。

平成16年5月26日、文部科学大臣、経済産業 大臣および福井県知事による「もんじゅ関連協議 会」が開催され、両大臣より知事に対し、国の政 策における「もんじゅ」の位置付けや県の要請に 対する国の考えなどについて説明があった。

その後、同年8月に美浜発電所3号機2次系 配管破損事故が発生したが、同年12月25日に中 川経済産業大臣(当時)が、平成17年2月6日に は中山文部科学大臣(当時)が来県し、改めて本

第7章

県の要請に対する国の考えを確認した。

また、平成17年2月3日には、サイクル機構 より県の要請等に対する取り組み方針について 報告を受けた。

以上の結果、下記のことが確認されたことから、県および敦賀市は協議した上で、平成17年2月7日、「もんじゅ」のナトリウム漏えい対策等に係る改造工事計画について、サイクル機構に対し、事前了解を行った。その際、県は、「『もんじゅ』の安全確保対策の強化」「広報・理解活動」「地域との共生」について、サイクル機構として責任を持って実行するよう強く要請した。

# [国や事業者に対する確認結果]

- ・改造工事後の安全性については、国の安全審査 等や県の「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」 で確認されていること
- ・国として、改造工事の実施状況を強化した安全 規制体制の下で、確実にチェックしていくこと が確約されていること
- ・わが国のエネルギー・原子力政策の中での「もん じゅ」の位置付けが改めて明確になったこと
- ・平成17年1月29日に県のエネルギー研究開発拠点化計画策定委員会で計画骨子案がまとまり、「もんじゅ」の意義や役割が明確になり、国の積極的な協力が約束されたこと
- ・新法人の原子力機構の敦賀本部に本社機能を整備したことで、新法人における「もんじゅ」をはじめ敦賀地域の位置付けも明確になったこと

# (10)ナトリウム漏えい対策等に係る工事

サイクル機構は、「もんじゅ」のナトリウム漏えい対策等に係る工事について、平成17年3月3日から準備作業等を実施した後、同年9月1日から平成19年5月23日まで、2次冷却系温度計の交換・撤去工事、ナトリウム漏えいに対する

改善工事、蒸発器ブローダウン性能の改善工事等を実施した。また、工事で改造した設備や新設した設備等の性能・機能を確認する工事確認試験を平成18年12月18日から平成19年8月30日まで実施した。

# (11)初装荷燃料の変更計画

「もんじゅ」の原子炉に装荷されている燃料は、燃料中に含まれる核分裂性プルトニウムの一部が自然崩壊により減少し、炉心の反応度が低下しているため、性能試験を行うためには燃料の取り替えが必要となる。このことから、炉心に装荷されている燃料のほかに、本格運転以降に使用する予定で許可を受け、保管している取替燃料等を初装荷燃料として使用することとし、(独日本原子力研究開発機構は平成18年7月26日、安全協定に基づき、県および敦賀市に対し、「高速増殖原型炉もんじゅの初装荷燃料の変更計画に係る事前了解願い」を提出した。

県および敦賀市は平成18年10月13日、(独日本原子力研究開発機構に対し、初装荷燃料の変更計画について、国への手続きを行なうことを了承した。この了承を受け、(独)日本原子力研究開発機構は同日、経済産業省に対して原子炉設置変更許可申請を行った。その後、国により安全審査が行われ、平成20年2月19日、経済産業省は原子炉設置変更許可を許可した。

県は、独日本原子力研究開発機構から計画の 詳細な内容について聴取するとともに、福井県 原子力安全専門委員会において国の審査結果等 の説明を受け、初装荷燃料の変更計画について 審議した。その結果、初装荷燃料の変更計画に 関して、原子炉や周辺環境の安全性は確保され



ていることが確認できたことから、県と敦賀市 は平成20年4月26日、初装荷燃料の変更計画に ついて了解した。

# (12) プラント確認試験の開始

平成19年8月31日から、長期間停止している機器・設備も含め、プラント全体としての健全性確認を行う「プラント確認試験」を実施している。プラント確認試験を了後は、燃料の取り替え等を経て、性能試験を再開する予定である。なお、プラント確認試験の実施期間については、同期間中に発生したナトリウム漏えい検出器の誤警報\*1や屋外排気ダクトの腐食孔\*\*2に対する対応が長期化したことで、当初の予定を大幅に延期している。

# (13)性能試験開始までの工程

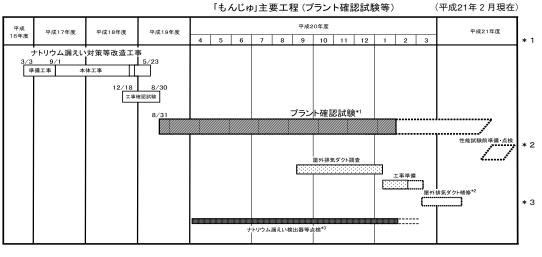
平成17年2月の県および敦賀市のナトリウム漏えい対策等に係る工事の事前了解を受け、サイクル機構(当時)は性能試験開始(運転再開)を平成20年2月とする工程を計画した。

平成18年7月26日、保管中の燃料が健全であることを確実に確認するため、プラント確認試

験の項目に燃料の健全性確認試験を追加し、性能試験開始時期を平成20年5月に変更(3カ月延長)した。また、平成19年8月24日、蒸気発生器伝熱管の抜き取り検査を全数検査に変更するとともに、炉心燃料の健全性を確認するため冷却材流量確認試験等を追加することとし、性能試験開始時期を平成20年10月に変更(5カ月延長)した。

平成20年8月20日には、ナトリウム漏えい検 出器等の点検作業が当初の予定より長期化した ことなどで、プラント確認試験の終了時期を平 成20年8月から同年10月に変更するとともに、 新しい燃料の輸送、燃料交換等の工程を追加し たことで、性能試験開始時期を平成21年2月に 変更(4カ月延長)した。

さらに平成21年1月9日、屋外排気ダクトの対応を考慮すると、平成21年2月を目標としていた性能試験開始を断念せざるを得ない状況になったことを県に報告した。また、今後の工程については、長期停止プラントの設備健全性確認や、耐震安全性の取り組み等の進捗状況も踏まえ、関係省庁と協議した上で、改めて報告することとした。



ナトリウム漏えい検 出器等点検報告書の 取りまとめ作業等を 継続中。



## ※1ナトリウム漏えい検出器の誤警報

平成19年8月、2次主循環ポンプ配管室に設置されてい るナトリウム漏えい検出器の警報が発報したが、現場確認 等の結果、漏えいは確認されず誤警報であることが判明し た。県は、ナトリウム漏えい検出器の信頼性向上対策およ び速やかな通報連絡を徹底するよう要請した。

その後もナトリウム漏えい検出器の誤警報が発生し、平 成20年3月の誤警報の際には、自治体等への通報が3時間 後であった。これを受け県は平成20年4月、全てのナトリ ウム漏えい検出器の再点検を早急に行うこと、通報連絡マ ニュアル等の整備、通報連絡体制の強化等を要請。また、 国に対しても、国自らが厳正に検査・確認するとともに、 原子力機構を厳正に指導・監督するよう要請した。

原子力機構は、原因と再発防止対策を公表するとともに、 検出器の点検に着手した。これらの点検状況等について国 は特別な保安検査で確認し、同年7月、特別な保安検査の 結果を取りまとめ、原子力機構に指摘事項(12項目)を通知。 原子力機構は7月31日、指摘事項に対する行動計画(42項 目)を取りまとめ、国、県に提出した。提出を受けた県は、 原子力機構敦賀本部の本社機能の強化など組織体制の更な る充実・強化を要請した。

原子力機構は平成20年9月、11月および平成21年1月 に発生した誤警報の原因・対策も含め、点検報告書を取り まとめ、同年2月、国、県に提出した。県は、「もんじゅ」 のさまざまな課題について、一つひとつ着実に取り組み、 県民の信頼を回復するよう要請した。

# ■ナトリウム漏えい検出器の誤警報

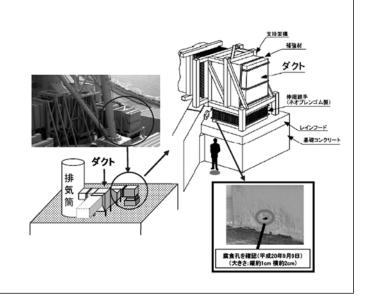
年月日	発報個所	原 因
H19.8.7	2次系RID	電子部品(トランジスタ)の断線
H19.8.28	2次系RID	留めネジの緩みによる接触不良
H20.1.12	2次系RID	外気温の大きな変動(約10℃差)
H20. 3 .26	1次系CLD	電極の過挿入
H20. 3 .28	1次系CLD	電極の過挿入
H20.6.19	2次系RID	サンプリングポンプ再起動時の圧力変動
H20.7.4	2次系RID	サンプリングポンプ再起動時の圧力変動
H20.9.6	2次系CLD	銀口ウの析出(イオンマイグレーション)
H20.11.20	2次系RID	送電系統事故による周波数の変動
H21.1.13	2次系RID	塗装による揮発性ガス成分の影響

CLD:接触型ナトリウム漏えい検出器 RID:放射線イオン化式検出器

#### ※2屋外排気ダクトの腐食孔

平成20年9月9日、原子炉補助建物屋上にある屋外 排気ダクトについて塗装作業の準備を行っていたとこ ろ、ダクト側面に腐食孔を発見した。原因調査の結果、 排気ダクトは海に面した屋外に設置されており、塩害 腐食の発生しやすい環境下にあったことに加え、腐食 孔が認められた部位は湿潤雰囲気となりやすい構造で あったことから、腐食が進行したものと推定された。

屋外排気ダクト全体の超音波による肉厚測定結果も 踏まえ、対策として、減肉が確認された部位には金属 板をあて溶接で固定するとともに、恒久対策として、 40%出力プラント確認試験の開始前までに安全上重要 な設備に該当する部分のダクトを取り替えることとし ている。





# ■「高速増殖原型炉もんじゅ」の安全性調査検討報告書について(平成15年11月)

# 1. 経緯

平成12年12月8日、核燃料サイクル開発機構(サイクル機構)は安全協定に基づき、福井県、敦賀市に「高速増殖原型炉もんじ ゅ(もんじゅ)のナトリウム漏えい対策等に係る改造工事計画の事前了解願い|を提出した。

サイクル機構は、県の了承を受け、6月6日、「高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画」につい て、経済産業省原子力安全・保安院に対し、原子炉設置変更許可申請を行い、安全審査が開始された。

福井県は、「もんじゅ」の安全性について、独自に調査検討するため、「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」を平成13年7月に 設置した。

委員会では、県民の意見を審議に反映させるため、同年8月の第1回委員会終了後、「もんじゅ」の安全性に対する疑問点や心 配な点について意見募集を行うとともに、翌9月の第2回委員会では「県民の意見を聴く会」を開催し100件以上の県民意見が 寄せられた。

委員会は、これらの県民意見を13項目に分類し、必要に応じてサイクル機構や国から事情を聴取するととともに、学識経験者 の意見も参考とし、技術的検討課題8項目を中心に審議を行った。

このような審議を踏まえ、今年9月には報告書(案)を取りまとめ、その後、約1カ月間の「県民意見の公募」を行い、11月10 日の第19回委員会で、「寄せられた意見の報告書(案)への反映」についての審議を行った上で、11月14日、「高速増殖原型炉もんじ ゆの安全性調査検討報告書」として取りまとめ、知事に提出した。

# 2. 委員会の審議概要

1)審議の方針

「もんじゅ」全体の安全性に対する県民意見の募集と「県民の意見を聴く会」で寄せられた意見のうち、技術に関連するものと しては、軽水炉と異なる「もんじゅ」の技術的な特徴、耐震設計や安全文化に関するものなど非常に幅広い意見があった。

これらを整理すると、第一点目は、「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故で明らかとなった種々の問題を踏まえ、「もんじゅ」自 体の安全性や運転管理、安全文化の面で不安があるとする意見、さらには、「もんじゅ」の開発に当たって基礎研究の不十分さ を指摘する意見である。

第二点目は、海外の高速増殖炉で発生した事故等を示し、危険性を指摘する意見や、軽水炉とは異なる特徴を指摘して、原 子炉の制御性や運転管理が難しく、保守管理での問題を指摘する意見である。第三点目は、「もんじゅ」の耐震安全性に対する 意見である。委員会では、

- ・プラントとしての運転管理や保守管理、放射線管理がどのような点に注意して抜かりなく行われるか
- ・いろいろな異常や事故が発生した場合、原子炉の安全性や周辺環境への放射能の影響はどのように評価され、住民の安全が 確保されるか
- ・発生した事故は迅速に収束されるか

というような点で技術的検討課題8項目を中心に審議を行った。

2)主な県民意見と委員会での審議結果

(技術的検討課題:8項目)

①「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故

②ナトリウム漏えい対策

③温度計の破損と交換

④高速増殖炉の安全性

⑤蒸気発生器の安全性

⑥蒸気発生器の検査装置

⑦放射線管理

⑧耐震安全性

# (主な県民意見)

## ②ナトリウム漏えい対策(漏えいナトリウムの影響)

- ・事故と再現実験では違う結果が出ている
- → ナトリウムの基礎研究が十分でなかったのではないか

#### (委員会での審議結果)

腐食の形態は2つに大別でき、ナトリウム・鉄複合酸化型腐食と、ナトリウムに対して酸素や水蒸気の供給量が多い場合に 起こる溶融塩型腐食がある。

最大腐食速度をもつ溶融塩型腐食を想定した上で、様々な規模の漏えいを考慮し、床ライナ損傷の深さを推定すると、設備改造後の2次主冷却系配管室、蒸気発生器室も含めて、最大腐食量は床ライナ厚さ(6 mm)の約半分程度であり、床ライナの健全性は保たれると判断できる。

ナトリウム漏えい部の構造や配置を摸擬した試験体による総合的な現象の把握を目的としてナトリウム漏えい事故後に実施したナトリウム燃焼実験のうち、第2回目の実験では、溶融塩型腐食により床ライナに穴があくという「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故とは異なる現象が生じたが、このことについては、

- ・ナトリウム燃焼反応で発生するエアロゾルにより、実験の様子を観察するカメラの視界が悪くなることから、このカメラの 視界を保つため、大量の空気を実験室内に送り込んだ。
- ・実験装置の大きさの制限から、周囲を構成するコンクリート壁の温度が高温となり、コンクリートから多量の湿分が供給された。
- ・この結果、ナトリウムと空気中の酸素や水分などが反応し、新たな知見である溶融塩型の腐食メカニズムを加速する特殊な実験環境となった。
- ことが明らかにされている。

しかしながら、「もんじゅ」においては、2次系ナトリウムが漏えいした場合に、上記の実験のような特殊な環境にはならないため、溶融塩型腐食が起きたとしても、腐食量は床ライナ厚さの半分程度に抑えられることから、床ライナに穴があくことはないと判断する。

# (主な県民意見)

## ③温度計の破損と交換(温度計改良)

・新方式の温度計測法を開発すべき

## (委員会での審議結果)

改良温度計は、流力振動に関する計算が行われ評価もされていることから、十分安全に配慮して設計されていると考える。 今後の技術開発として、配管外からの温度を測定するなど、新方式の温度計開発にも努力することが重要である。

## (主な県民意見)

# ④高速増殖炉の安全性(制御棒)

・炉の停止が制御棒のみである

## (委員会での審議結果)

原子炉内での核分裂を制御し、停止させる役割は制御棒が担っている。特に原子炉を停止する機能については、通常停止用の制御棒(13本)とは別に、バックアップ停止用の制御棒(6本)を設置し多重化している。

また、制御棒は電磁石で保持されており、電源が喪失した場合には、電磁石は磁力を失うため、制御棒は自重で落下すると ともに、ガス圧やスプリング力により加速され炉心内に挿入される。

制御棒は多重化されており、制御棒の作動は非常に信頼性の高いものであるので、炉心崩壊事故は工学的には起こりえない ものと考える。なお、原子炉が停止した状態で、ナトリウムを循環させる補助モータが停止して、冷却材を強制循環できない 場合でも、自然循環により炉心の冷却が行われるため、炉心溶融には至らない。

「もんじゅ」で炉心崩壊事故が起こると敢えて仮定するのは、原子炉容器や格納容器が、事故に対してどのぐらいの安全余裕があるかを確認するためである。



#### (主な県民意見)

## ⑤蒸気発生器の安全性

・伝熱管から水が漏れれば、ナトリウムと反応し、その影響は中間熱交換器におよび原子炉の暴走という事故につなが

#### (委員会での審議結果)

「もんじゅ」では、伝熱管からの水漏えいを検知するシステムとして、微小漏えいを検知する水素計、水素による圧力の上昇 を検知するカバーガス圧力計と、圧力開放板開放検出器があり、漏えいを検出すると直ちに、蒸気発生器への給水弁が「閉」、 放出弁が「開」になって内部圧力が下がり始め、これとほぼ同時に自動的に制御棒が挿入され原子炉は停止する。また、蒸気発 生器から水が抜き取られることにより、水の漏えいが止まり、一方で蒸気発生器内のナトリウムはダンプタンク、それ以外の ナトリウムはオーバーフロータンクに抜き取られて事故は収束する。

蒸気発生器伝熱管破損の影響に関しては、仮に1本の伝熱管が破断すると、高圧の水・蒸気がナトリウム中に急激に噴出す るため瞬間的に大きな圧力(初期スパイク圧)が発生するが、そのような状態を想定しても、材料が破損する圧力よりも十分低 く時間も短いため、蒸気発生器本体を損傷させるようなことは考えられない。また、その圧力上昇が2次系配管を通じて中間 熱交換器まで伝播するが、その大きさは、約半分に減衰するため、中間熱交換器が損傷することも考えられない。

#### (主な県民意見)

#### ⑥蒸気発生器の検査装置(開発経緯と検査能力)

・現在の検査装置ではピンホール、ひび割れは検知できない

#### (委員会での審議結果)

「もんじゅ」では、蒸気発生器伝熱管の減肉型の損傷については、渦電流探傷検査により伝熱管肉厚の20%の減肉であれば 検出できる。しかし、ピンホール型や細いクラック型の損傷については、現状の技術では正確に検出することはできない。

運転開始前は、伝熱管にピンホールやクラック型の貫通した損傷がないことを、耐圧漏えい検査で確認できる。

運転中にピンホールやクラック型の貫通した損傷が生じた場合には、非常に小さなリークとなるが、この配管系(2次主冷 却系)には、このリークを検出するため、水素計や圧力計が装備されており、これにより早く検出して適切な措置を行うシス テムになっている。

「もんじゅ」の蒸気発生器は蒸発器と過熱器の2つがあり、それぞれで伝熱管の材料が異なることから、材料の電磁気的特性 に応じた検出器の開発、さらには伝熱管の形状がヘリカルコイル(らせん)状であることから、その構造的な特徴を考慮した検 **査装置の開発が必要である。** 

## (主な県民意見)

## ⑧耐震安全性(「もんじゅ」の耐震設計)

・耐震設計と熱応力設計という相反する条件の妥協の上に設計されており 軽水炉より地震に弱い

「もんじゅ」は、ナトリウムを冷却材としていることから、冷却材の圧力はほぼ大気圧であるが、温度が高いため、これら の特徴も十分考慮して、機器の耐震設計を行っている。

主冷却系配管は、冷却材流量が大きいことに対応し大口径であるが、冷却材の圧力が低いため、厚みを薄くできる。主冷却 系配管は、この薄肉構造(1次主冷却系配管で直径約810mm、厚さ約11mm)であっても十分な強度を有している。また、冷 却材の温度が高いことから、熱膨張による配管の伸びを逃がすために配管系に曲がり部を多く設置している。

曲がりが多い分、配管系全体として柔らかくなるので、通常時に配管系の自重を支える支持部に加えて、原子炉起動時など、 配管の温度上昇で発生する熱膨張による緩やかな変位は拘束せず、地震のように、振動による急激な力が加わった場合に対し ては、配管を拘束する支持器具の特性により、配管に過大な応力が発生しないようにしている。

「もんじゅ」は、軽水炉施設と同様に、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づき、 施設の耐震設計が行われている。



#### 3)その他

平成14年4月には「中間取りまとめ」を行い、これを受け福井県は、「委員会の意見を十分参酌し「もんじゅ」全体の安全性の確認に万全を期すよう」国およびサイクル機構に対し要請を行った。

委員会は、平成15年1月までに、この要請に対する回答や安全審査の結果等について説明を受け、それらの内容は妥当であると判断している。

また、平成15年1月に出された「もんじゅ」の行政訴訟の高裁判決を受け、委員会としても、その内容を精査した。委員会では、判決で指摘された3点の技術的な問題点について、再度十分に審議を行い、それまでの委員会としての判断と判決で指摘している点との相違を明確に示し、いずれの3点も科学技術的には現実的に起こることを想定しなくてもよいという結論に達した。

# 3. 委員会の意見

報告書の中には、委員会での審議結果を踏まえ、9項目の「委員会の意見」をまとめており、委員会としては、「もんじゅ」全体の安全性確保のためには、関係者がこれらの意見を十分考慮する必要があると考えている。

特に、意見では、県に対して第三者委員会の設置の必要性を提案している。

#### (主な意見)

- 1)「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故
- ・異常や故障発生時の対応を強化するため、通報連絡責任者の職務内容やその活用方策を十分に検討すること など
- 2) ナトリウム漏えい対策
- ・改造工事計画について、その改善効果を総合的に確認する方策を将来的な視点も含め検討すること など
- 3) 温度計の破損と交換
- ・新方式の温度計開発にも努力すること など
- 4) 高速増殖炉の安全性
- ・高速増殖炉にかかる安全性研究は、今後とも継続して進め、これらの研究成果として、新たな知見が得られた場合は、必要に応じて解析評価手法や評価結果の見直しを行い、安全性や安全裕度の再確認に努めること など
- 5) 蒸気発生器の安全性
- ・ナトリウム・水反応の研究成果を踏まえさらに推進し、伝熱管破損時の対応について改善を進めること など
- 6) 蒸気発生器の検査装置
- ・伝熱管の耐圧漏えい検査や渦流探傷検査の位置付けを明確にするとともに、欠陥検出の精度向上に向け、今後とも開発に努めること など
- 7) 放射線管理
- ・1次系ナトリウム中の放射性腐食生成物や放射化ナトリウムによる被ばく低減を図るため、ナトリウムの純度管理やナトリウムと接している機器等の管理に万全を期すこと など
- 8) 耐震安全性について
- ・現在、原子力安全委員会で耐震設計に係る指針類の見直しが進められていることから、これらの検討結果を踏まえ、「もんじゅ」の耐震安全性を確認すること など
- 9) 第三者委員会の必要性について
- ・県として、第三者委員会を設置し、予期しない異常や故障などが発生した時には、その内容について公開の場で科学技術的な面から審議し、速やかにその審議結果を報告する会議を開催すること など



# 4. 委員会の結論

「もんじゅ」全体の安全性について、科学技術的にあらゆる角度から慎重に調査・検討を重ねた結果、「もんじゅ」は多重の安全 防護により十分な安全裕度を持つように設計されている。

さらに、サイクル機構が計画している2次主冷却系温度計の交換やナトリウム漏えいに対する改善、蒸気発生器安全性能の改 善などの改造工事によって、「もんじゅ」の安全性は一段と向上する。したがって、改造工事を行った「もんじゅ」は、工学的に十 分な安全性を持つ設備であると判断する。「工学的に安全性を持つ」とは、多重に設けられた各種安全装置の働きにより、原子炉 施設周辺の環境に放射性物質による深刻な影響を与える可能性が無視できるほど小さいということである。

「もんじゅ」のような大規模な工学システムは、異常の発生や構成機器の故障を皆無にできないため、これらを速やかに検出し、 随時、修復しながら信頼性や安全性を維持している。仮に、「もんじゅ」で異常や故障が発生したとしても、その発生を早期に検 出し、運転を継続しながら修復できないような場合は、原子炉は確実に停止され、各種安全装置の働きにより、原子炉施設から 放射性物質が放出される事故に拡大するのを確実に防止できる設備となっている。

例えば、2次系のナトリウム漏えいに対しては、それを早期に検出して、直ちに原子炉を停止するとともにナトリウムを迅速 に抜き取る。また、蒸気発生器からの水漏えいに対しては、小漏えいの段階でそれを検出して直ちに蒸気放出弁を開いて水の漏 えいを止めるとともに、原子炉を停止しナトリウムを抜き取る。このため、いずれの漏えいが発生しても、原子炉本体に影響が 及ぶことはない。

さらに、本委員会は、原子炉の炉心が崩壊するような事故についても検討し、その結果、炉心崩壊事故は起こらないと判断し た。

このように「もんじゅ」は、周辺住民に放射線影響を及ぼさないように安全防護が図られている設備であるが、思わぬ異常や故 障をできる限り起こさないためには、品質保証体制や保守点検体制のさらなる強化など安全確保に向けた継続的な取り組みが必 要である。また、サイクル機構と国は、安全性の向上を目指した多角的な研究を引き続き推進していく必要がある。

さらに、情報公開と通報連絡体制の充実に、引き続き取り組み、仮に異常や故障が発生したとしても、随時、正確な情報を迅 速に伝えることを通じて、県民の方々に無用の不安感を与えないようにする必要がある。そのため、今後も継続して緊急時訓練 等を実施し、正確かつ迅速な情報伝達のための機能を向上させていく姿勢が重要である。

# ■「もんじゅ」の安全確保等に関する要請

本県では、「もんじゅ」について、県民の疑問や不安などを調査し、県民の立場に立って、わかりやすい議論 を行い、「もんじゅ」全体の安全性を確認するため、平成13年7月に、「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」 (以下、「もんじゅ委員会」という。)を設置しました。

もんじゅ委員会では、「県民の意見を聴く会」の開催や「報告書案に対する県民意見の公募」を実施するなど県 民意見の募集を継続しながら、19回の審議を行い、「高速増殖原型炉もんじゅ」の安全性調査検討報告書をと りまとめ、平成15年11月14日、県に提出しました。

県としては、この報告書を受け、報告内容を整理・検討し、「もんじゅ」の安全確保および県民合意を図る観 点から、別記事項について、特段の措置を講ずるよう強く要請します。

なお、「もんじゅ」の改造工事計画を認めるかどうかについては、「安全性の確保」、「地域住民の理解と合意」、 「地域の恒久的福祉の実現」の三原則を基本に、裁判の行方、今後の国や事業者の対応、県議会での議論、地 元敦賀市の意見等を総合的に検討し、県民の立場に立って厳正に対処していきたいと考えております。

平成15年11月21日

文部科学大臣 河村 建夫 殿 経済産業大臣 中川 昭一殿

福井県知事 西川 一誠

記

## 1 「もんじゅ」の安全確保対策の強化について

「もんじゅ」全体の安全性を調査、検討するため、県が独自に設置した「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」の意見について、国の対処方針を明確に示すこと。

「もんじゅ」全体の安全性、信頼性を向上させるため、品質保証体制や保守点検体制の更なる強化など安全確保に向けて継続的 に取り組むとともに、安全性の向上を目指した多角的な研究を引き続き推進すること。

県民の理解を促進し、無用の不安感を県民に与えないようにするため、理解活動の促進、情報公開や通報連絡体制の充実に引き続き取り組むとともに、今後も継続して緊急時訓練等を実施し、正確かつ迅速な情報伝達のための機能を向上させること。

## 2 原子力、エネルギーに関する研究開発拠点化の推進について

本県を、原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースとして位置付け、「もんじゅ」を中心とした周辺地域一帯を、国内および国際的な研究開発、人材育成、産業の創出・育成の拠点として整備すること。

## ①研究開発機能の強化

- ・高速増殖炉研究開発の国際的な拠点化
- ・「ふげん」の廃炉に伴う原子炉廃止措置技術の研究開発を行う新たな研究機関の設置
- ・放射線応用技術などの研究開発の中核をなす研究施設の設置

#### ②人材の育成

- ・県内の大学および研究機関等の原子力・エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備
- ・県内外の大学や若狭湾エネルギー研究センター等の県内研究機関、技能養成機関との一層の連携強化
- ・国際的な原子力関係研修センターの設置

## ③産業の創出・育成

・原子力発電所などに集積している多様な先端特殊技術の幅広い移転、転用による新産業創出や新分野開拓のため、産学官が 一体となった研究開発等の推進および国による支援制度の創設

## 3 地域振興の充実について

(1)原子力発電所立地に伴う地域振興・財政制度の拡充

原子力発電施設等立地地域の広域的かつ恒久的な振興を図るため、「もんじゅ」に限定した特別交付金制度の創設をはじめ、電源三法交付金・補助金の地方における一般財源化、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の拡充などの措置を講ずること。

- (2)県全体の発展に係る重要プロジェクトの推進
- ①北陸新幹線の早期全線建設

北陸新幹線については、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能を確保する上で極めて重要な国家プロジェクトであることから、平成12年12月の政府・与党申合せを早急に見直し、新スキームにおいて、本県内での工事着工実現を図ること。

- ・富山・南越間について、一括工事認可と速やかな着工
- ・南越・敦賀間について、早期に工事実施計画の認可申請

## ②高規格幹線道路の早期建設

高規格幹線道路(舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道)の整備については、高速交通ネットワークの形成、災害時等に おける迂回道路や緊急避難道路としての活用などの観点から、計画どおり早期に整備すること。

特に有事や原子力防災上の観点から、原子力発電所が立地している本県嶺南地域に必要不可欠な路線である舞鶴若狭自動車道について、敦賀市側からの着工も含め早期完成を図ること。



## ■高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画の了解時の要請事項

(平成17年2月7日)

# 1「もんじゅ」の安全確保対策の強化について

- (1)福井県もんじゅ安全性調査検討専門委員会が取りまとめた意見の着実な実施と、品質保証活動や保守点検体制の恒常的 な充実強化に努めること
- (2)改造工事等にあたっては、工事を行う企業の品質保証体制を確認するとともに、品質保証活動や安全管理活動等の実施 状況を継続的に確認すること
- (3)安全性総点検において指摘された設備改善工事や運転手順書の見直し等について、着実に実施すること
- (4)関西電力株式会社美浜発電所3号機の2次系配管破損事故を踏まえ、「もんじゅ」の水・蒸気系配管の肉厚管理計画を策 定するとともに、管理対象箇所の測定を行い、初期データを取得すること
- (5)ナトリウム系配管・設備について、高速実験炉「常陽」の運転・保守実績を分析・評価し、的確な点検計画を策定する こと
- (6)原子力災害対策特別措置法に基づく国の原子力総合防災訓練を「もんじゅ」で実施すること

## 2 広報・理解活動について

県および関係市町に工事状況等を適宣報告するとともに、県民、国民への迅速かつ的確な情報提供等、積極的な情報公 開にさらに努力すること

# 3 地域との共生について

- (1)安全の確保には、その基礎となる研究開発が現場に近いところで実施されることが重要であるので、高経年化時代を迎 える中、貴機構および本年10月に設立する「日本原子力研究開発機構」がその役割を積極的に果たすこと
- (2) 貴機構および日本原子力研究開発機構として、「もんじゅ」の安全確保はもとより、福井地域の研究開発拠点化を確実 に進めるための体制を構築し、速やかにその実現を図るとともに、県のエネルギー研究開発拠点化計画に全面的に協力 すること
- (3)地域とのより一層の共生を図るため、県内企業の原子力技術者育成や技術指導、資格取得の支援、原子力技術の移転に 努めるとともに県内企業の活用促進を図ること



# 3. 敦賀発電所 3・4号機の 増設計画

# (1)計画の概要

日本原子力発電㈱敦賀発電所3・4号機は、 既設1・2号機西側の若狭湾に面した社有地を 活用して増設計画を進めており、現在準備工事 を行っている。敦賀発電所3・4号機は、通商 産業省(現:経済産業省)と民間が共同で行った

3・4号機計画地点 3号機 原子炉 4 号機 原子炉 原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげん) 辛 3・4号機計画地点 高速増殖原型炉 もんじゅ 白木 蠑螺ケ岳 丹生 西方ケ岳 美浜発電所 美浜町 敦賀港

第3次軽水炉改良標準化計画の成果をもとに、 その後の技術進歩および国内外の運転保守経験 等を取り入れた改良型PWRである。

◆炉 改良型加圧水型軽水炉(改良型PWR)

◆電気出力 3・4号機とも153万8千キロワット

3号機:平成22年10月予定 ◆工事着工

4号機:平成22年10月予定

3号機:平成28年3月予定 ◆運転開始

4号機:平成29年3月予定

**◆**位. 置 敦賀市明神町1番地(敦賀半島の北端、

敦賀発電所1・2号機の西側)

◆用地面積 約27万m²

◆建設費3・4号機合計約7,700億円

◆冷却用海水 3 · 4 号機とも毎秒107m<sup>3</sup>

特 徴

> ①安全性の向上…非常用炉心冷却系(EССЅ) の強化

> ②信頼性の向上…炉内構造物の簡素化、蒸気発 生器の信頼性向上

③運転性の向上…高度なデジタル技術を駆使した 計測制御システムの採用

④炉心性能の向上…ウランの有効利用



▲敷地造成背後山地全体状況(平成21年1月現在)



▲埋立状況

(平成21年1月現在)



# (2) 増設願い

敦賀発電所3・4号機の増設計画については、 平成5年3月の敦賀市議会と同年12月の県議会 において、敦賀商工会議所等から提出された増 設促進の請願が採択され、平成6年8月16日に 日本原子力発電㈱から県に対し環境事前調査実 施の申し入れがあった。これに対して、県は10 月21日、「増設問題は白紙であり、事前調査は会 社の責任で判断するよう」回答した。

日本原子力発電㈱は、平成7年1月6日から 自主的な判断で事前調査を開始したが、途中、 阪神淡路大震災、高速増殖原型炉もんじゅのナ トリウム漏えい事故等の影響により長期化し、 平成11年8月31日に調査を終了した。

県は平成12年2月22日、日本原子力発電㈱か ら、敦賀発電所3・4号機の増設計画について、 「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協 定書」に基づく「事前了解願い」(増設願い)および 環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」 の提出を受けた。

# (3)安全性の確認

県では、敦賀発電所3・4号機の増設計画に ついて議論するため、平成12年9月19日、これ までの県内の原子力発電所における安全対策や 地域振興等の課題と、それに基づく要望に対す る国や事業者の対応について評価するとともに、 新たな課題を明らかにするために「福井県内の原 子力発電所における安全対策・地域振興等の状 況と課題の評価」として取りまとめ、県議会に提 出した。また、県は、安全性についての議論を 深めるため、県技術顧問の助言を得て、3・4 号機の設計に関し、これまでの国内外の軽水炉

での事故故障等の経験が適切に反映されている かどうかを確認するとともに、3・4号機の設 計上の特徴である機器の大型化や改良点につい て独自に調査検討を行った。検討の結果、敦賀 発電所3・4号機は、これまでのPWRと同等以 上の安全性、信頼性が確保される基本設計方針 であることを確認した。その内容については、 「敦賀発電所3・4号機の安全性の確認」として 取りまとめ、平成13年9月14日、県議会に報告、 公表した。

# (4) 環境審査

県は、環境影響評価法に基づき、日本原子力 発電㈱が提出した「環境影響評価方法書」につい て県環境審議会の答申(18項目の指摘)をもとに、 平成12年7月21日、通商産業省(現:経済産業 省)に対し、知事意見を提出した。通商産業省は 8月17日、「環境影響評価方法書」に対する勧告 を行い、これを受けて日本原子力発電㈱は、埋 立面積を縮小するなど計画を一部変更し、平成 13年1月16日、「環境影響評価準備書」を経済産 業省および県等に提出した。県は、県環境審議 会と県自然環境保全審議会からの答申(23項目 の指摘)をもとに、7月13日、知事意見を経済 産業省に提出した。経済産業省は、知事意見や 環境省の意見を踏まえ、10月10日、日本原子力 発電㈱に対して勧告を行った。

この勧告に基づき日本原子力発電㈱は「環境影 響評価書」を作成し、12月25日に経済産業省に 提出した。経済産業省は平成14年1月16日、評 価書の環境審査を終了し、日本原子力発電㈱に 対し確定通知を出した。



# (5)増設計画に対する判断

経済産業省は平成14年2月22日、地域住民の 理解を深めるとともに意見を聴くため、第1次 公開ヒアリングを敦賀市で開催した。

6月4日、資源エネルギー庁長官から、敦賀 発電所3・4号機増設計画の電源開発基本計画 (現:重要電源開発地点制度)組み入れについて、 知事意見の照会があり、県は6月13日、県議会 での議論や敦賀市長との協議を踏まえ、安全確 保や地域振興に関する6項目に対しての国の誠 意と責任ある対応を前提とし、計画組み入れに 異存のない旨の知事意見書を提出した。なお、 意見書には、6項目に対する国の取り組み状況 によっては、国の原子力政策への協力のあり方 を見直すことや、県の権限を留保せざるを得な いことを申し添えた。同増設計画の電源開発基 本計画への組み入れは、7月12日の総合資源工 ネルギー調査会電源開発分科会で了承され、 8月2日、経済産業大臣により決定された。

その後、8月29日に東京電力㈱の自主点検作 業記録不正問題が明らかになり、原子力の安全性 に対する国民、県民の信頼が大きく損われたため、 県は、国や事業者の対応を見極めることとした。

県は、県内事業者に対する安全協定に基づく 立入調査の結果、自主点検作業等に不正がない ことを確認したこと、国においては電気事業法 等の一部改正などによる再発防止策が講じられ たこと、また、県議会や地元敦賀市の意見など を総合的に判断し、12月25日、敦賀発電所3・ 4号機増設計画の「事前了解願い」(増設願い)に ついて、敦賀市とともに了解した。その際、国 や事業者に対し県が要請している安全確保や地 域振興について強く実現を求め、国や事業者の 取り組み状況を十分見極めることとした。

その後、日本原子力発電㈱では、電力自由化 に対応して「建設費を当初の8,300億円から7,700 億円に低減すること」など、平成16年2月まで に計画見直しの検討が行われたことを踏まえ、 県は同年3月、資源エネルギー庁や原子力安 全・保安院から平成14年6月の知事意見書に対 する国の取り組みについて説明を受けた。

その結果、「増設計画を着実に進めることにつ いて国が全面的にバックアップすること」「強化 された国の安全規制体制の下で、厳正な安全審 査が実施されること「電源三法交付金制度の拡 充・使途の弾力化など国として地域振興の充実 に着実に取り組んでいること」などを確認した。

これを踏まえ知事は敦賀市長と会談し、着工 手続きを進めてほしいとの意向を確認。県と敦 賀市は平成16年3月29日、日本原子力発電㈱が 国への原子炉設置変更許可申請手続き、準備工 事に係る県への許認可申請手続きを進めること について了承した。了承にあたって県と敦賀市 は、日本原子力発電㈱に対し、建設計画に基づ き着実に推進していくこと、国の安全審査結果 や最新の知見等を踏まえ、より一層の安全性、 信頼性の向上に努めることなどを要請した。

# (6) 安全審査や準備工事の状況

日本原子力発電㈱は平成16年3月30日、敦賀 発電所3・4号機の増設について、経済産業省に 原子炉設置変更許可申請を行うとともに、県に準 備工事に必要な各種許認可申請手続きを行った。

同社では、準備工事開始に必要な許認可を得 た上で、同年7月2日から護岸・防波堤の構築 や敷地の造成等の準備工事を実施している。

原子力安全・保安院は平成17年2月22日、安 全審査に万全を期すため敦賀発電所の敷地周辺 の活断層に関する追加調査を行うよう指示した。 これを受け、日本原子力発電㈱は、敷地周辺の 海上音波探査やボーリング調査などを開始した。 また同社は、平成18年9月に耐震設計審査指針 が改訂されたことを踏まえ、敷地および近傍に おいて詳細な調査を行った。これらに対応する

ため、平成18年11月28日、運転開始時期を3 号機は平成26年3月から平成28年3月に、4号 機は平成27年3月から平成29年3月に変更し た。

地質調査等の結果については、敦賀発電所 3・4号機の安全審査に係る追加調査結果書と して取りまとめ、平成20年3月31日、国と県、 敦賀市に報告した。

# ■敦賀発電所3・4号機増設に関わる主な経緯

_ ,,,,,,	て电バン	す つ 版 自成 に 対 が と が に 体
平成5年	2月25日	日本原子力発電㈱、増設促進について敦賀市と敦賀市議会に協力要請
	3月19日	敦賀市議会、敦賀商工会議所等からの「増設促進陳情」を採択
	12月24日	県議会、敦賀商工会議所からの「増設促進請願」を採択
平成6年	6月20日	県、「福井県内の原子力発電所15基体制における安全対策・地域振興等の状況と課題」
		を県議会に提出
	8月16日	日本原子力発電㈱、環境事前調査の実施を県と敦賀市に申し入れ
	10月21日	県、日本原子力発電㈱に「増設問題は白紙であり、調査は会社の責任で判断するよう」回答
平成7年	1月6日	日本原子力発電㈱、環境事前調査に着手
平成11年	6月25日	敦賀市議会、敦賀商工会議所等からの増設促進陳情を採択
	7月12日	敦賀発電所 2 号機 1 次冷却水漏えい事故発生
	8月31日	日本原子力発電㈱、環境事前調査を終了
平成12年	2月22日	日本原子力発電㈱、県と敦賀市に増設計画に対する事前了解願い(増設願い)を提出
		また、「環境影響評価方法書」を通商産業省(現:経済産業省)等に届出
	7月21日	県、通商産業省に対し「環境影響評価方法書」について知事意見を提出
	8月17日	通商産業省、「環境影響評価方法書」について日本原子力発電㈱に対し勧告を行う
	9月19日	県、「福井県内の原子力発電所における安全対策・地域振興等の状況と課題の評価」
		および「軽水炉に係るこれまでの事故等の評価」を取りまとめ県議会に提出し公表
平成13年	1月16日	日本原子力発電㈱、経済産業省や県等に「環境影響評価準備書」を提出
	7月13日	県、経済産業省に対し「環境影響評価準備書」について知事意見を提出
	9月14日	県、「敦賀発電所 3・4 号機の安全性の確認」を取りまとめ、県議会に提出し公表
	10月10日	経済産業省、知事意見や環境省の意見を踏まえ、日本原子力発電㈱に対し勧告を行う
	12月25日	日本原子力発電㈱、経済産業省に「環境影響評価書」を提出
平成14年	1月16日	日本原子力発電㈱、経済産業省から「環境影響評価書」についての確定通知を受ける
	2月22日	経済産業省、第1次公開ヒアリングを敦賀市で開催
	5月30日	日本原子力発電㈱、県および敦賀市に敦賀発電所1号機の運転停止時期を平成22年とする方針を報告
	6月3日	経済産業大臣、来県して知事、県議会議長、敦賀市長、敦賀市議会議長に協力要請
	6月4日	資源エネルギー庁長官、増設計画の電源開発基本計画への組み入れに対する知事意見を照会
	6月11日	知事、敦賀市長と協議
	6月13日	県、知事意見書を資源エネルギー庁長官に提出
	7月12日	総合資源エネルギー調査会電源開発分科会、増設計画を電源開発基本計画に組み入れ了承
	8月2日	経済産業大臣、電源開発基本計画への組み入れを決定
	12月25日	知事および敦賀市長、増設計画に対する「事前了解願い」(増設願い)について了解
平成16年	3月4日	原子力安全・保安院長、県に対し、安全確保対策の強化について国の対応を説明
	3月10日	資源エネルギー庁長官、エネルギー政策や地域振興について国の対応を説明
	3月23日	知事、敦賀市長と会談
	3月29日	県および敦賀市、日本原子力発電㈱が国への原子炉設置変更許可申請や準備工事に係る県への
		許認可申請手続きを進めることについて了承
		翌30日に日本原子力発電㈱は、経済産業省や県に対し申請手続き実施
	7月2日	日本原子力発電㈱、護岸・防波堤の構築等準備工事を開始
平成17年	2月22日	原子力安全・保安院、安全審査に係る追加調査の指示
平成18年	9月19日	「発電用原子力施設に関する耐震設計審査指針」改訂(新耐震指針)
	9月20日	原子力安全・保安院、新耐震指針の改訂に伴う対応指示
	11月28日	新耐震指針等に対応するため、敦賀発電所3・4号機建設工程の見直しについて公表
平成20年	3月31日	日本原子力発電㈱、国に安全審査に係る追加調査結果を報告



# 4. 「ふげん」の廃止措置

# (1) 「ふげん」の運転終了の経緯

新型転換炉ふげん発電所は、わが国が独自に 開発した「重水減速沸騰軽水冷却型原子炉」の原 型炉であり、天然ウランやプルトニウムが利用 可能で核燃料の多様化が図れることや、核燃料 の利用効率(転換率)が高いことなどから、動力 炉•核燃料開発事業団(現:)(独)日本原子力研究開 発機構)が昭和53年から研究開発運転を行って きた。

その後、原子力委員会は平成7年8月、新型 転換炉実証炉の建設計画の中止を決定し、「ふげ ん」は、核燃料サイクルの進展に資する研究開発 の一環として、プルトニウム利用技術開発施設、 国際的共同研究施設等として利用していくこと となった。

しかし、平成7年12月の高速増殖原型炉もん じゅナトリウム漏れ事故および平成9年3月の 東海再処理施設の火災・爆発事故により、科学 技術庁長官(当時)の下に設置された「動燃改革検 討委員会」において、動力炉・核燃料開発事業団 の組織・体制、事業等を抜本的に見直すこととな り、同委員会の報告書(平成9年8月)において、 新型転換炉開発については基本的に撤退し、「ふ げん」については、開発成果を取りまとめるとと もに適切な時期に運転を停止し、廃止措置研究 に活用することとなった。

その後、「ふげん」は平成15年3月に運転を 終了することとなり、核燃料サイクル開発機構 (現:(独)日本原子力研究開発機構)は、運転終了 後の廃止措置研究を含めた事業計画について検 討し、平成14年3月に「運転終了後の事業の進 め方」を決定した。その進め方に基づき、「ふげ ん」は平成15年3月29日、運転を終了した。

運転終了後、原子炉施設の廃止措置に向けた 準備として廃止措置計画の策定や使用済燃料・ 重水の搬出作業、重水設備の解体試験などを実 施。原子炉等規正法の改正に伴い、廃止措置計 画について国の認可を受けることが義務付けら れたことから、(独)日本原子力研究開発機構は平 成18年11月7日、廃止措置計画の認可申請を行 い、平成20年2月12日、経済産業省から認可を 受けた。また、認可に伴い、「新型転換炉ふげん 発電所」から「原子炉廃止措置研究開発センタ 一」に改組した。

廃止措置計画認可の報告を受けた際、県は (独)日本原子力研究開発機構に対し、安全管理の 徹底、廃棄物の確実な処理・処分、エネルギー 研究開発拠点化計画の推進、県民への積極的な 理解活動等に取り組み、安全性・信頼性の確保 に努めるよう強く要請した。また、今後も県民 の立場に立って、廃止措置中の安全性を確認し ていくこととしている。

# ■「ふげん」の主な経緯

昭和45年11月30日	設置許可		
12月11日	建設開始		
昭和53年3月20日	初臨界		
昭和54年3月20日	本格運転開始		
平成15年3月29日	運転終了		
	(累積発電電力量約219億kWh、平		
	均設備利用率約62%)		
5 月 26日	自家用電気工作物(発電所)廃止報		
	告書の提出		
8月13日	原子炉内全燃料取り出し完了		
平成16年2月20日	「原子炉に燃料体を再度装荷できな		
	いようにする措置」経済産業大臣		
	承認		
平成18年11月7日	廃止措置計画の認可申請		
12月25日	新耐震指針に基づく評価結果の報		
	告		
平成19年12月28日	廃止措置計画の一部補正		
平成20年2月12日	廃止措置計画の認可		



# ■「ふげん」の廃止措置計画に係る県の要請(平成20年2月12日)

## 1 安全管理の徹底等

- (1) 使用済燃料貯蔵設備や廃棄物処理設備などの使用を継続する機器・設備について的確に保守管理を行うなど、今後とも、 品質保証活動に万全を期すること。
- (2) 設備の解体等に当たっては、放射性物質による汚染の拡大や漏えいを防止し、周辺環境に影響を及ぼすことがないよう 万全を期すること。
- (3) 作業に当たっては、労働安全衛生マネジメントシステムを的確に運用し、作業従事者の労働安全の確保に万全を期する こと。また、遠隔解体装置等の新技術の開発・導入や粉じん対策の徹底など、被ばく低減対策に積極的に取り組むこと。

## 2 発生する廃棄物の確実な処理・処分

- (1) 解体に伴い発生する廃棄物については、発生量の抑制に努めること。また、廃棄物処理設備を積極的に整備し、減容処 理等により廃棄物量の低減を図るとともに、放射能のレベルや性状に応じて適切かつ早期に処理処分すること。
- (2) 放射性廃棄物の処分先を早期に確保すること。

## 3 エネルギー研究開発拠点化計画の推進

- (1) 国内外の研究者による「ふげん」を活用した高経年化研究および廃止措置研究開発などを推進するとともに、県内企業へ の廃止措置に関する技術移転を積極的に進めること。
- (2) 福井大学を中核に関西・中京圏等の大学との広域の連携大学拠点の形成に向けて、貴機構の研究施設や人材の活用など、 あらゆる面で支援すること。
- (3)「ふげん」の廃止措置技術の一つであるレーザー切断に関する県内企業や大学との共同研究等を行う「関西光科学研究所 レーザー利用技術推進室(仮称) | の共同研究所の整備など、エネルギー研究開発拠点化計画のスケールやレベルを上げる ことを強力に推進すること。

## 4 県民への積極的な理解活動

廃止措置計画の内容や廃止措置の状況については、県民に分かりやすく説明し、理解が得られるよう積極的に取り組むこと。

# (2)廃止措置計画の概要

原子炉施設を廃止する際には、あらかじめ工 程や施設の解体方法、汚染物の処分方法、安全 性の評価等を廃止措置計画として取りまとめ、 国の認可を受ける必要がある。

「ふげん」の廃止措置計画では、基本方針と して「適切な解体撤去方法・手順および汚染の 除去方法・手順の策定・実施」「原子炉施設の適 切な維持管理」「関係規格・規準の準拠」「適切な 品質保証活動の下での保安管理」を定め、関係 法令を満足するように実施することとしている。

また、使用済燃料を貯蔵していること、廃止 措置工事に関する経験・実績を蓄積すること、 原子炉運転中の定期点検時と同等以下の総被ば く線量となる放射能減衰を考慮することなどか ら、4段階の期間に区別して解体する計画とな っており、平成40年度までに廃止措置を完了す る予定である。

# ①使用済燃料搬出期間

使用済燃料と重水を計画的に搬出するととも に、使用済燃料の貯蔵に関する安全確保の機能 を維持管理し、その機能に影響を与えない範囲 で、放射能レベルの比較的低い施設・設備と汚 染のない施設・設備の解体撤去を行う。

## ②原子炉周辺設備解体撤去期間

使用済燃料の搬出完了等によって放射能レベ ルの比較的低い施設・設備および汚染のない施 設・設備の解体撤去を行う。 また、原子炉領域解 体撤去に用いる遠隔解体装置等の設置に干渉す る施設・設備の解体撤去を行う。

## ③原子炉本体解体撤去期間

放射能レベルの比較的高い原子炉領域の解体 撤去を行う。また、汚染したすべての設備・機 器等を解体撤去し、建屋と構造物の汚染を除去 した後、すべての管理区域を解除する。

## 4建屋解体期間

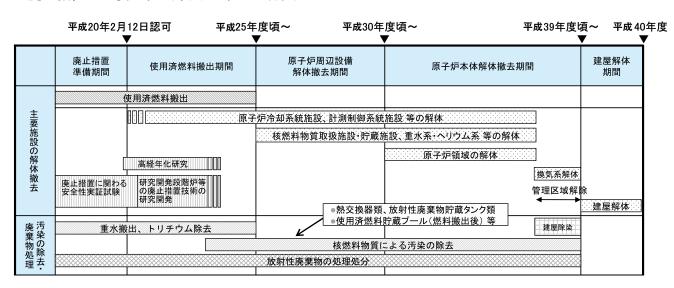
原子炉建屋等の廃止措置対象施設をすべて解体する。



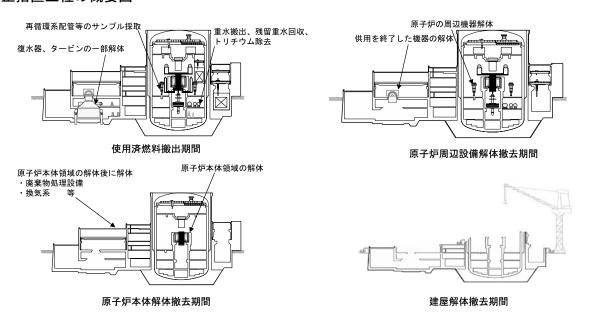
なお、解体撤去工事にあたっては、事前に工事対象範囲の汚染状況等を確認し、その結果に基づき放射性物質の漏えいおよび拡散防止対策、被ばく低減対策等を講ずることで、環境への放射性物質の放出抑制、作業者の被ばく低減に努めることとしている。

放射性固体廃棄物の処理処分については、分別・減容・除染等の廃棄物処理装置などにより 放射性廃棄物の発生量の合理的な低減に努める とともに、解体撤去物および放射性廃棄物を適切に処理・管理するために、必要な装置を導入することとしている。また、放射性物質として取り扱う必要のないものについては、クリアランス制度を利用して可能な限り再利用すること、放射性廃棄物でない廃棄物については、産業廃棄物として適切に廃棄するとともに、可能な限り再利用することとしている。

# ■廃止措置の主要工程(平成21年2月現在)



## ■廃止措置工程の概要図





# (3)廃止措置作業の状況

「ふげん」は運転終了後、廃止措置準備作業と して、原子炉内の燃料体224体をすべて取り出 し、燃料を原子炉に再び装荷できない措置を講 じた。また、減速材として使用していた重水(約 240トン)を重水系統から重水貯槽等に回収する 作業を行った。

使用済燃料貯蔵プールに保管されている使用 済燃料(運転終了時:738体(炉心装荷燃料224体 を含む))については、(独)日本原子力研究開発機構 の再処理技術開発センターへ順次搬出しており、 平成21年2月現在、プールに保管されている使 用済燃料は466体で、平成24年度までにすべて の使用済燃料が搬出される計画となっている。

重水系統から回収されて重水貯槽等に保管さ れている重水は、再利用のためにカナダのオン タリオ・パワー・ジェネレーション社へ搬出す る計画となっている。平成17年度より、搬出先 の受入基準を満たすため専用の処理装置で処理 した重水を搬出しており、平成21年2月現在、 総搬出量は約140トンで、平成23年までに完了 する予定である。

廃止措置計画の認可を受け、平成20年5月か ら主要施設・設備の解体撤去工事を開始してお り、平成21年2月現在、第3・4給水加熱器等 および主蒸気管等の解体撤去工事が完了してい る。また、重水系・ヘリウム系等の設備・機器 等の解体に先立ち、被ばく低減を図る観点から、 系統内に残存しているトリチウムの汚染除去工 事を平成20年5月から実施している。

「ふげん」を用いた研究開発として、平成16 年度より文部科学省が(財)原子力安全技術セン ターに委託して試験研究炉等の廃止措置安全性 実証試験が実施されている。これまでに水素酸 素発生装置や重水精製装置、主蒸気管等の解体 による解体廃棄物最適化工法調査などが行われ た。

また、平成17年度から経年劣化事象の評価に 関する材料特性の把握や保全管理技術の有効性 確認などの高経年化のための調査研究が行われ ている。

# ■廃棄物の推定発生量

(単位・トン)

				(単位・トン)
放射能レベル区分		既貯蔵量	推定発生量	合 計
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (レベル 1)	180	260	約500
	放射能レベルの比較的低いもの (レベル2)	2, 970	1, 380	約4, 400
	放射能レベルの極めて低いもの (レベル3)	_	45, 460	約45,500
放射性物質として扱う必要のないもの		_	510	約600
合 計		約3, 200	約47, 600	約50,800
放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む)		_	約141,000	約141,000
(*)汚染のない地下の建屋、構造物、事務所、倉庫等		_	約170,000	約170,000
	総計	約3, 200	約358, 600	約361,800

廃棄物の推定発生量

廃止措置計画書に記載の節囲

既貯蔵量は平成19年9月末時点の物量を示す。

(\*) 廃止措置計画書記載対象外

<sup>※</sup>WAJ MAMERIA IVT ♥ 2月AFMTM/V 初果でハリ。 販貯蔵量、推定発生量における放射能レベル区分ごとの物量は除染を考慮していないレベル区分で集計したもの で、今後の除染等により数量は変わりうる。